

行政ほっかいどう '82.7

第23回定時総会特集号



第23回定時総会来賓祝辞 (北海道知事代理 地方課長 阿部 茂 殿)

目 次

社会保険労務士業務との関係……………	1	釧路支部長退任の辞……………	5
建設業許可申請手数料収入証紙の消印 (行 政書士の職印も認める) について……………	2	故今野藤男先生を偲ぶ……………	6
建設業経理士問題……………	2	支部のうごき……………	7
不動産売買の媒介 (仲介) 依頼は媒介契約書で……………	2	事務局日誌……………	8
支部めぐり (その5) ……………	3	行政書士会館建設特別協力者に感謝状……………	8
建設業会計実務研修会終る……………	4	札幌白石・豊平車庫証明センター役員改選 ……	8
昭和57年度対話集会終る……………	5	おしらせ……………	9
		第23回定時総会の概要……………	11

北海道行政書士会

社会保険労務士業務との関係

一 提出代行と審査事務一

企画部

行政書士法第1条2項は昭和55年法律第29号による行政書士法改正の際行政書士業務と社会保険労務士業務とを完全に分離する措置を講じ、昭和55年9月1日から施行された。ただし、改正法施行の際、現に行政書士会に入会している行政書士（昭和55年8月31日現在の会員）に限り、当分の間、社会保険労務士法により制限されている書類（社会保険労務士法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる事務）の作成業務ができるように改正法附則第2項に規定され、改正前の会員については従前のおり業務を行えるよう措置されたことは御承知のとおりですが、この問題に関して、しばしば質問があるので関係文書を紹介し

昭和57年5月6日

申し合わせ

第96回国会に於て行政書士法の一部を改正するに際し、日本行政書士会連合会は、社会労働保険業務の書類代行提出権を明文をもって行政書士に与えるよう昭和55年改正法附則の改正を主張した。これに対し、全国社会保険労務士会連合会は、同附則を全面削除することを主張したが、その取り扱いを三部会長に一任され協議の結果、下記の通り決定することに合意した。

記

1. 行政書士法昭和55年改正附則は改正せず、現行のままとする。
2. 行政書士が現に行っている書類提出の事実行為は現状のままとする。
3. 三部会長は、両会が右の趣旨をふまえて、それぞれの業務が適正円滑に行われることを期待し、かつこれに協力する。

自由民主党政務調査会

社会部会長 戸沢政方

労働部会長 佐々木満

地方行政部会長 竹中修一

副会長 山崎平八郎

◇……………◇……………◇

昭和56年4月22日

覚 書

全国社会保険労務士会連合会および日本行政書士会連合会はその業務を通じて社会に貢献するとともに地位向上の実現を期するものである。

今国会（第94通常国会）に提出の社会保険労務士法一部改正案は、同案が可決成立し、改正法として施行された場合にも、行政書士の既存の業務はすべて尊重され、これがなんら縮少もしくは制限するものでないことを二会は相互に確認する。なお、同法第2条第1項第1号の2の取扱についても同様とする。

上記改正法が行政書士の既存業務を縮少制限するものと解釈され、もしくは行政事務に於て制限縮少される扱いが行われることのないよう二会は相協力する。

二会は、今後とも法改正を通じて各士制度の整備改善を図るものとする。

全国社会保険労務士会連合会会長

中西 実 ㊦

日本行政書士会連合会長

佐藤 義 哉 ㊦

立会人衆議院議員 中野 四 郎 ㊦

立会人衆議院議員 遠藤 政 夫 ㊦

◇……………◇……………◇

なお、社会保険労務士法第17条第1項の審査事務については、厚生労働両省から行政書士会に対してこの事務の行えること及び社会保険労務士と差別扱いしないことを確認されています。

建設業許可申請審査手数料

収入証紙の消印

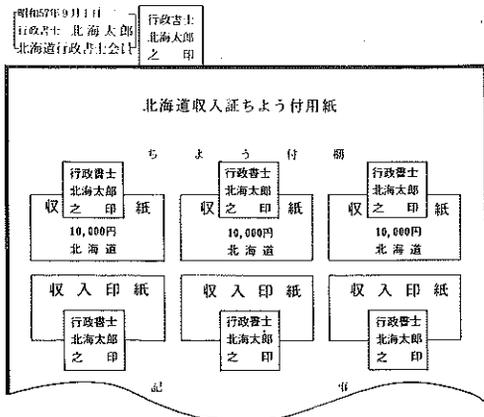
…申請者印持出困難なとき

行政書士職印を認める…

業務研修部

建設業許可申請の際ちよう付する北海道収入証紙の消印は、行政書士の職印で消印できるようにと北海道土木部管理課へ要請中のところ、許可申請時において申請者の印鑑を持出しが困難な場合に限り、「行政書士の職印」を次の要領で押印することが認められたのでお知らせします。

記



● 職域の確保は

法の守りから

(昭和56年度監察標語入選作品)



建設業経理士問題

企画部

財団法人建設業振興基金では、建設業経理士検定試験合格者に建設業経理士の合格証を交付することになり、これに対し日行連では、新たに士業として誕生することを警戒し反対の動きを示していましたが、この検定制度は、建設業における会計経理事務処理能力の向上を図るためのものであり他人の求めに応じ業として経理を行うものではないことが明らかになり、名称も「建設業経理事務士」と改められ、この件は落着きました。

しかし、それはそれとして行政書士として建設業許可の手続きを業とする以上は、建設業経理の知識を十分身につける必要があることは当然であり、こうした建設業界内の能力向上の動向に対応して、行政書士も自らも研鑽を重ねることが大切であると思います。

不動産売買の媒介^(仲介)依頼は 媒介契約書で

一昭和57年5月20日から法律の改正で新しい媒介^(仲介)契約制度がスタート—

不動産売買の媒介契約は必ず書面で、契約内容をはっきり確認しましょう。

昭和57年5月20日から、宅地建物取引業法の改正により、不動産売買の仲介(または、あっせん)を不動産業者に依頼するときは、定められた内容を記載した「媒介(ばいかい)契約書」を不動産業者との間でとりかわすことになりました。

▲媒介(ばいかい)契約は、仲介契約、仲介委託契約などと呼ばれることがあります
これまで不動産売買の媒介に関しては、

その契約関係が口頭によるため不明確であり、法的にも直接規定がなかったため、トラブルが非常に多いのが実情でした。

こうした問題を解決するため、法律を改正して媒介契約を明文化することにしたわけです。

建設省の作成した「標準媒介契約約款」が用意されています。一専任契約と一般契約—

媒介契約を締結するに当たり、契約者間の権利義務の関係を明らかにするものに「約款（やっかん）」があります。

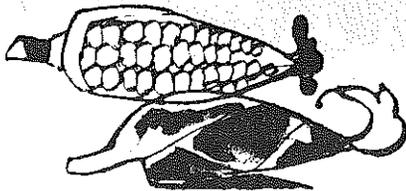
今回の法改正において建設省では、新しい契約形式を定着させるために「標準媒介契約約款」をつくり、トラブルの未然防止の立場から通常取引においては、これを使用することとしています。ですから、不動産売買の媒介（仲介）を依頼するときは「媒介契約書」と「媒介契約約款」とで契約を取り交わすこととなります。契約には専任契約と一般契約の二つの形式があります。

「専任媒介契約」とは……………

依頼者が1社の不動産業者に仲介を依頼する場合の契約です。依頼者は他の不動産業者にかさねて依頼することはできません。

「一般媒介契約」とは……………

依頼者が複数の不動産業者に仲介を依頼する場合の契約です。依頼者は、事前に通知して他の不動産業者にかさねて依頼することができます。



「支部めぐり」(その5) 旭川支部の巻 意欲十分、組織力が充実!

企画部理事 酒井清蔵

函館本線の終点旭川は、宗谷線、石北線、富良野線の起点となる交通の要地であるばかりではなく、地形的には、北海道の中央部に位置し、更に大雪山国立公園の玄関口として道北最大の観光行楽の地である。

旭川市は人口36万、札幌市に次ぐ道内第二の都市であり道北地方の行政、経済、交通の中心地となっている。

旭川を中心としたこの地方は、明治20年代に屯田兵が入植して開発の基がきずかれ、続いて明治30年代には旧陸軍の師団司令部が置かれ、昭和20年の終戦まで軍都として栄えた。また北海道中央部の上川盆地は上川百万石といわれる米作地帯をひかえ農林産物の集散市場となるほか、製紙、家具など木材工業が盛んであるばかりではなく、地酒の醸造も盛んで、その銘柄も10指を越えるとのことである。

旭川支部は、上川支庁管内全域（上川、空知、中川、勇払郡の一部、旭川市、名寄市、士別市、富良野市）にわたり、その会員数は131名（行政書士専業会員88名、兼業会員43名）を擁する道内第2位、更に支部会員の取扱業務も多種多様で、中でも社労関係業務が最も多いとのことである。

また同支部の活動状況については、業務誘致活動に重点をおき、次いで業務処理技術の向上のための研修会の開催、更に会員相互の意思の疏通を図るための支部会報の発行、非行政書士排除のための監察活動等も活発に実施している。

6月27日午前10時、落成間もない、旭川市勤労者福祉会館において、本会葛西会長代理阿部副会長、新川空知支部長臨席のもと同支部第23回定時総会が古屋副支部長の司会により開催され、地元旭川市内から、

建設業会計実務研修会終る

業務研修部長 佐藤 兆 昭

選出された議長、小沢幸夫先生の好議事運びにより提出議案も万場異議なくこれを承認可決し午前の部を終り、一旦休憩の後、午後1時15分再会。本年度最重要議題である役員改選に入り選考の結果、西川支部長（留任）以下副支部長3名（留任）理事6名（留任4名、新任2名）監事2名（留任）本会代議員5名を選出、万場一致これを承認し、昭和57年度の定時総会を終了した。

本総会終了後、同会場において、支部慶弔規則の定めるところにより会員の長寿該当者1名（喜寿の祝 伊林利長先生 77才）に対し西川支部長から記念品の贈呈があり出席者全員の盛大な拍手によりこれを祝福し、全日程を和気あいあい盛会裡のうちに終了した。

なお本総会において再任された西川支部長は執行部を代表して、これからの支部運営に当り決意を新たにし、これまでの経験を生かし、特に行政書士としての社会的、経済的地位の向上、和と団結、組織の拡充健全財政の確立、この3点をスローガンとして本日選任された役員諸先生方はもとより全会員のご協力により会の発展のため、本日この総会において承認議決された事項について誠心誠意忠実にこれを実行して行く覚悟である、とあいさつをした。

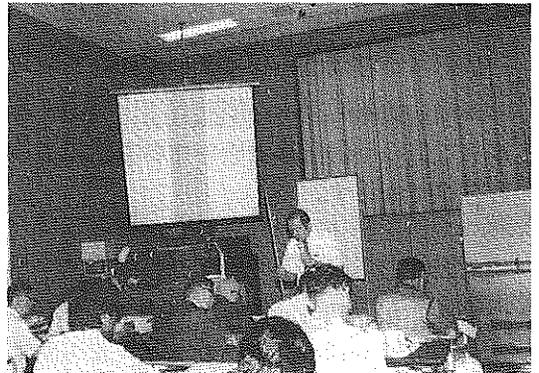
この支部で感ずることは、組織の中で役員がよく動くことと、組織力の結集により職域の確保について積極的活動を実施していること、本総会を通じ全会員が支部運営について相当関心を持ち、積極的また建設的意思の発表等、自主独立の精神のほとばしりを感じ何んとも羨しい限りで、やる気十分、同支部の今後ますますの発展と支部会員皆様のご健康を念じつつ帰路についた。

去る7月8日、9日の両日、札幌市教育文化会館において建設業会計実務研修会が本会業務研修部の主催で開催された。

おりから、建設業経理事務士問題が、かまびすしくなってきた背景もあって、受講者は120名の多きに達した。その中には支部長、あるいは本会役員の顔も散見され、また本職と補助者がともどもに出席しているケースもあった。

講師の阿座上先生は建設業振興基金の行う研修会、及び道職員を対象とする勉強会の講師もつとめている第一人者で、午前9時から午後6時までのハードなスケジュールにもかかわらず明快で平明な講義で、2日間一人の脱落者もなかった。

今回の講習会は商業簿記3級程度の実力養成を目的としたもので、業研部としては会員の動向を見きわめつつ、今後もこのような研修会を企画する意向である。研修会終了後、受講者に配布したアンケートによれば、出席者のほとんどが「大いに成果があった」「引き続き、この種の研修会を開催してほしい」ということであった。



建設業会計実務研修会状況

—昭和57年度対話集会終る—

5/30空知支部、7/25留萌支部で開催

—総務部—

空知支部会員を対象とする対話集会は、5月30日午後2時から約2時間、岩見沢市ホテル・サンプラザにおいて開催された。

本会からは葛西会長以下常任執行部が出席し、空知支部会員28名とひざを交えて熱心な討議がなされ、本会に対する意見・要望もいろいろと発表され、行政書士の職域と非行政書士の問題では、車庫証明業務・食品衛生等の業務と関連団体の実態、また会報編集についての意見、業務取り扱い上の疑問点などが話題になった。

また留萌支部の対話集会は、7月25日午後2時から羽幌町「おきな」において、支部側6名と本会側から葛西会長以下6名が出席して開催した。

羽幌町は、ちょうど留萌管内の中央部に位置するということで開催地に選んだが、交通が不便なためか参加者は案外少なかった。車庫証明の情勢、農振地域における農地関係手続き、研修会の開催等について話題になって話合いが展開された。

空知支部・留萌支部の対話集会を通して本会としても得るところ多く、本年度計画の通り対話集会事業は有意義に終了した。

釧路支部長退任の辞

……古きを知り、今後に備えよ……

前釧路支部長 大沢 清



昭和51年6月、釧路支部長に就任してから3期6年になるが、去る6月19日の定時総会で任期満了により退任させていただくことになった。はなはだ古い話で恐縮に思うが

釧路支部が結成されたのは、昭和35年5月行政書士法の一部を改正する法律が公布され、同年10月1日改正法施行の前日までに都道府県単位に行政書士会を結成しなければならなくなった。北海道は地域拡大のため各支庁単位に支部を置くことにし、釧路支庁総務課地方係の主導により、同年9月24日支部結成準備委員会が開かれ、同年10月8日行政書士14名中9名が出席し釧路支庁会議室で支部結成大会を開催、その終了後、直ちに第1回支部総会を開催したが、ここで私は中島先生とともに理事に選任された。

釧路支部は、結成当初から支部会費を集めることにしており、当時は月額100円であった。事業活動は①入会促進 ②報酬額の改定要請 ③非行政書士の取締り要請を決議した。役員は、手弁当で支部組織づくりに活躍したが、しめくくりの段階で総てが停滞し、役員達の入会届けさえ本会に送付されてなく、翌年4月に6カ月間も遅れてようやく入会できたような状態であった。支部だよりに寄稿（細木先生の「わたくしの入会届」）にもあるように、昭和41年4月支部再建総会が開かれるまでの5年7カ月間、実りのない役員活動に終り、そのことにどれだけ腹を立てたことか今も忘れられない。しかし、われわれ役員にも責任の一端があることなので、これまでは口にするのを避けていたが、無責任な役員は全会員に迷惑をかけるばかりでなく、社会に及ぼす不信も容易に回復しがたく、組織として永久に消えない歴史的汚点を残すことになるので、私は初代役員の末席を汚した一人として、ここに深くお詫びをする。

再建総会は、昭和41年4月2日亡父通夜の日、会員19名中私だけが欠席、総会終了後、2代目支部長に選任された伏見先生以下役員御用命を受け、その場で私が副支部長に選任されたことを告げられた。かく

故今野藤男先生を偲ぶ

佐藤 兆 昭

して、私は副支部長に就任してから、昭和49年6月8日までの4期8年を細木先生とともに専業行政書士としてメシを食うために唯一のよりどころとなる組織活動は、何をおいても優先と悲壮な決意のようなものをもって、手さぐりのまま活動し、伏見先生、尾越先生、森谷先生と3代の支部長の補佐役をつとめたが、細木先生はカミソリの刃のような才覚と抜群の企画力と実行力をもって誰れにも増して献身的に職責を果し、私はこれについてゆくの精いっぱいであったが、ひとつひとつの活動の積み重ねにより、釧路支部は道内でも先進支部の域に成長することができた。

そこで昭和49年6月の総会では、役員は少しでも多くの人に経験してもらい、組織の運営を知ってほしいという願望から、細木先生とともに副支部長を退任したが、その翌年、また副支部長に再選され、昭和51年2月、前支部長の病気により支部長代理になり、同年6月支部長に選任された。

支部長に就任以来3期6年、微力な私を最後まで支えてくれた顧問先生方をはじめ各役員、会員の皆様の熱意と御尽力に対し厚く謝意を表するものである。

これからの支部活動は、複雑な社会に対応するためにいろいろな問題に直面すると思われるが、会員の和と団結、組織活動に対する理解と協力なくして行政書士の地位の向上は期し得ないと思う。新役員には、わが会、わが支部の歴史を顧み、新時代に向っていっそうの前進を期待し、支部会員皆様のご多幸と釧路支部の発展を心から祈念し退任のあいさつとします。（「釧路支部だより」より抜粋）



6月5日、強風の中、オホーツク海に面した報恩寺で私は今野先生の遺影と対面していた。

5月31日の夜、残業中の私の事務所に長い電話がはいった。話題の中心は本会のこと、支部の運営等であった。電話を切る際、私が「6月5日の北見での支部役員会終了後、いっぱいやりながら今日の続きをやりましょう」と話したのだが、約束の日が告別式となった訳で、私としては惜別の情、ひとしおであった。

今野先生は民事を中心とした業務処理をされていたが、大変な勉強家でもあり、支部研修会における先生の講義は、法学部卒業の私が舌をまくアカデミックなものであった。若き時代、司法書士を志した時期もあったこともあり、この分野の仕事にはあこがれと夢があったらしい。

今春、業務研修部民事専門部会で、業務資料「公正証書の委任状記載文例」の編さん者として協力要請したところ「司法書士の大ベテラン日向寺先生と平賀先生がおられるのだから……」と固辞されたが、私が「行政書士の本来の業務だから」と、編集会議に出席してもらった。会議終了後、日向寺副会長と平賀理事が、こもごも「本日は、実務のベテランの今野先生のおかげで作業が非常にスムーズにいった」と話され私も面目をほどこした。

今野先生、あなたは多年網走支部長として支部運営に苦勞の事跡を刻み、また紋別市には、あなたが寄付された「藤児童公園」を残され、現職行政書士のまま自分の事務

所で急逝された。私にとって、これほど人生を感じたことはなく、いまは、ただ先生の御冥福をお祈りするばかりである。

今野藤男先生昭和五十七年六月三日午後八時
御逝去・享年六十七歳

合 掌

..... 支 部 の う ご き
— 支部定時総会開催 —

- | | | | |
|------|----------|--|--|
| 札幌支部 | 57. 5.15 | 札幌市エルム会館 | 支部長桑原浅之助氏、支部事務所は室蘭市東町1-19-15 室蘭行政事務センター内 ☎(0143)44-8495 |
| 函館支部 | 57. 5. 8 | 函館市共愛会館 | |
| 小樽支部 | 57. 5.21 | 小樽市北海ホテル | |
| 空知支部 | 57. 5.30 | 岩見沢市ホテルプラザ | 苫小牧支部 57. 5.27 苫小牧市民会館 |
| 旭川支部 | 57. 6.27 | 旭川市旭川勤労者福祉会館 | 十勝支部 57. 5.14 帯広市サンストリ一ホテル
支部長堀口登志雄氏、支部事務所は帯広市東6条南7丁目☎(0155)27-1616 |
| 宗谷支部 | 57. 5.25 | 稚内市香蘭ビル | 釧路支部 57. 6.19 釧路市栄町会館
支部長辰尾征良氏、支部事務所は釧路市幸町7丁目徳永ビル
☎(0154)24-3224 |
| 網走支部 | 57. 7. 4 | 北見市ロイヤルホテル | 根室支部 57. 6. 6 中標津町 寿宴 |
| | | 支部長大島光春氏、支部事務所は北見市北上705-2 伊藤測量案内
☎(0157)39-3126 | |
| 室蘭支部 | 57. 5.22 | 室蘭市 大将 | |

'83年版『行政書士手帳』申込み募集!

◆頒布価格：600円（他に送料240円）

◆申込み方法：事務局あてお申し込み下さい。

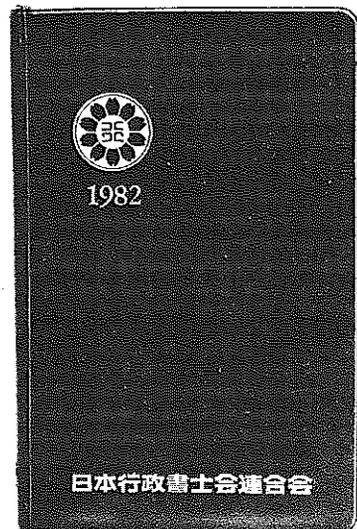
◆申込み締切日：9月30日(休)

◆納期：11月上旬の予定です。

◆内容：

●サイズ 長さ13cm 幅9cm 厚さ1cm

- 資料
- 倫理綱領
 - 行政書士法
 - 行政書士法施行規則
 - 日本行政書士会連合会会則
 - 会則施行規則
 - 役職員名簿
 - 別冊アドレス etc.



事務局日誌

- 5月22日 第1回綱紀委員会
本会会議室 10:00~12:00
- 25日 第1回総務部会
本会会議室 14:00~17:00
- 28日 第2回常任理事会
本会会議室 10:30~17:30
- 29日 第23回定時総会
自治会館 10:00~16:20
- 30日 空知支部会員との対話集会
岩見沢市サンプラザ
14:00~17:00
- 6月7日・第3回常任理事会
本会会議室 13:30~17:00
- ・道庁地方課との懇談会
三河屋会館 18:00~20:00
- 10日 第2回総務部会、経理部会
本会会議室 13:30~17:00
- ・11日 道庁農地調整課との懇談会
三河屋会館 18:00~20:00
- 15日 第1回企画部会、業務研修部会
監察部会 北農健保会館
13:30~17:00
- 6月29日 日本行政書士会連合会定時総会
30日 広島市で開催され、本会から
会長代行として阿部副会長ほか
代議員6名が出席した。
- 7月6日 第1回車庫証明対策特別委員会
本会会議室 13:30~17:00
- 6日 登録資格審査委員会
本会事務局 15:00~17:00
- 8日 建設業会計実務研修会
9日 札幌市教育文化会館
第1日 9:00~20:00
第2日 9:00~16:00
- 9日 第4回常任理事会
本会会議室 15:30~18:30
- 10日・第2回理事会 10:00~12:00
・第2回支部長会 13:00~15:00
・第1回日本行政書士政治連盟北
海道支部定期大会 15:00~17:00
・第1回政連道支部幹事会
17:00~18:00
東邦生命ビル大会議室
- 19日 道庁土木部管理課との懇談会
三河屋会館 18:00~20:00
- 25日 留萌支部会員との対話集会
羽幌町 おきな 14:00~17:00

行政書士会館建設特別協力 者に感謝状

一寄付金1万円以上、融資10万円以上
の方に連合会から感謝状一

行政書士会館建設のため、1万円以上の
寄付者、10万円以上の融資者に日本行政書
士会連合会から感謝状が贈られることにな
っており、このほど第一次分として次の方
々に贈呈がありました。

寄 付 者 (敬称略) 12名

森 一雄・佐藤幸之助・住田義憲・生垣
繁太郎・三浦清一 (以上札幌支部) 秋野

顕二 (函館支部) 田井純二・高橋正利 (以上旭川支部) 故今野藤男 (網走支部)
小田桐正 (苫小牧支部) 小野研一・樋口
房子・瀬川智博 (以上十勝支部)

高額融資者 (敬称略)

伊藤正敏・荒谷松四郎・佐藤正四郎 (以上札幌支部)

札幌白石・豊平車庫証明センター役員改選

一新センター長に倉 盛氏一

5月7日に行われた第4回定期総会に於
てセンター長が次のとおり変わりました。
新センター長 倉 盛 (豊平区)
旧センター長 鳥井 茂 (白石区)

おしらせ

— 役員・委員の異動がありました —

役員欠員の補充、委員の辞任、任期満了などにより、役員及び委員に異動があったのでお知らせします。

区分	役 職	氏 名	所 属 支 部	異 動 年 月 日
新任	理 事 (総務部担当)	能 勢 寿 雄	札 幌 (中央区)	(57年 5月29日)
"	同 (同)	根 本 龍 雄	" (南区)	(")
"	車庫証明対策特別委員	野 際 克 彦	十 勝	(57年 7月 1日)
"	同	加 川 精 三	網 走	(57年 7月 5日)
辞任	同	山 崎 慎 一	十 勝	(57年 4月22日)
死亡	同	今 野 藤 男	網 走	(57年 6月 3日)
新任	業務研修部 運輸交通部会委員	鎌 田 節 子	函 館	(57年 7月10日)
"	同 建設農地部会委員	本 間 秋 光	苫小牧	(")
"	同 民事部会委員	巨 理 敏 夫	小 樽	(")
解嘱	同 運輸交通部会委員	渡 辺 明	札 幌 (東 区)	(57年 7月10日)
"	同 建設農地部会委員	長谷川 寿 延	" (西 区)	(")
"	同 同	能 勢 寿 雄	" (中央区)	(57年 7月10日)
辞任	同 民事部会委員	山 崎 慎 一	十 勝	(57年 4月22日)
死亡	同 同	今 野 藤 男	網 走	(57年 6月 3日)
再任	登録資格審査委員会委員	小 城 清 二	札 幌 (中央区)	(57年 7月30日)
"	同	高 松 勇	" (白石区)	(")
"	同	山 本 正 一	" (東 区)	(")
"	同	根 本 龍 雄	" (南区)	(")
新任	同	上 田 保 雄	" (豊平区)	(")
任期満了	同	白 石 貢	" (中央区)	(57年 7月29日)

変更届には必ず添付書類を

行政書士が、氏名・本籍・住所・事務所・電話番号に変更があったときは、支部を経由して本会に届出ることになっています。最近、この届出書に添付すべき書類の添付もれが相当ありますので、ご注意ください。

添付書類は次のものとなっています。

- ・氏 名—戸籍抄本、行政書士登録証明書
- ・本 籍—戸籍抄本
- ・住 所—住民票の写し、行政書士登録証明書

・事務所—会員証、写真(白黒、縦3センチ横2.5センチ) 1枚

・電 話—添付書類不要

なお、変更届の用紙は「行政書士法令、会則、規程集」92頁を複写してご利用のうえ支部へ2通提出してください。

芽を摘もう

見たり聞いたり 知ったなら

(昭和56年度監察標語入選作品)

北海道建設協会

第 23 回 定時総会

（平成 28 年 5 月 29 日）

定時総会の概要

（平成 28 年 5 月 29 日）

と き 昭和57年5月29日(土) 10:00~17:00

ところ 札幌市中央区北4条西6丁目南向
北海道自治会館

定時総会次第

① 開会のことば

② 物故者への黙とう

③ 会長あいさつ

④ 来賓の祝辞

⑤ 議長・副議長の選出

⑥ 議事録署名人の選出

⑦ 議 事

第1号議案 昭和56年度事業報告について

第2号議案 昭和56年度一般会計収支決算報告について

第3号議案 昭和56年度特別会計収支決算報告について

監 査 報 告

第4号議案 昭和57年度事業計画について

第5号議案 昭和57年度一般会計収支予算について

第6号議案 昭和57年度特別会計収支予算について

第7号議案 理事の補欠選任について

⑧ 閉会のことば

第23回定時総会のあらまし

北海道行政書士会第23回定時総会は、去る5月29日午前10時から、札幌市内自治会館において開催した。

阿部副会長の開会のことばに続き、56年度中死去会員19名の冥福を祈り、黙とうを捧げた。

昭和56年度死亡会員

札幌支部	小林英二殿	旭川支部	三浦五郎殿
"	中田高義殿	"	小松仁殿
"	松村武雄殿	網走支部	後藤久蔵殿
"	山本清殿	"	本間武殿
函館支部	吉田長之助殿	室蘭支部	岡田龍登殿
小樽支部	森剛殿	日高支部	川村金吾殿
空知支部	黒澤美知男殿	十勝支部	小笹高宮殿
旭川支部	伊藤初三郎殿	"	田中義一殿
"	高橋剛殿	釧路支部	明石富男殿
"	倉重武一殿		



議長選出にあたる葛西俊彦議長

会長あいさつ



一事業計画策定は、
会員のための会を
心にとめて＝
…会館建設資金の
目標達成にご協力を…

会長葛西義雄は、第23回定時総会の開会にあたり、おおむね次のとおりあいさつした。

昭和56年度は、本会の事業計画に基づく事業のほか、中央サイドの決定によって会館建設資金の募集事業と政治連盟結成という二つの大きな問題が追加され、その衝にあたった方々には多大の御苦労をおかけしたが、幸い、皆さんの御協力によりおおむねその目的を達成できたことを謝する。ただ、会館建設資金募集については、年度内に目標達成を果せなかったため、引き続き昭和57年度において、さらに皆さんの御協力をお願い致したいと考えている。

昭和57年度の事業については、まず会員のための会であることを十分心にとめて計画を策定したつもりであるが、後刻皆さんの御審議をお願いする。

来賓祝辞

来賓には、北海道知事代理をはじめ、北海道労働基準局、北海道弁護士会、北海道税理士会、札幌土地家屋調査士会の各代表及び本会顧問の御出席を賜わり、それぞれ全員からお祝いと激励のことばをいただいた。

北海道知事祝辞

★社会生活の複雑化に対応し、業務の研鑽に精進を…

★車庫証明業務の適法円滑化に努力を…

本会の監督機関としての職務上、平素いろいろ御指導をいただいている北海道総務部地方振興室地方課長阿部 茂氏は、知事代理として次の趣旨の祝辞を述べられた。

知事は、所用のため出席できないので、私より代わって御祝辞を申し上げたい。

皆様には、日頃から行政の円滑な推進に多大の貢献をいただいております、この機会に厚く御礼申し上げます。

近年、社会経済情勢の変遷に伴って行政においても、住民福祉のいっそうの拡充や公害・消費者保護などの新しい行政分野への対応など、道民生活と行政の関連は、ますます大きくなっており、加えて社会生活も複雑多岐にわたり住民が官公署に提出する書類もまた高度な知識を要求されるものが多くなってきている。

道民の生活上の各種権利や利益の保護と行政の効率性の確保はもとより、行政として十分留意すべき課題ではあるが、行政書士の皆様方が担われている役割もまた大変大きなものとなっている。

最近の情報によると、行政書士法の一部を改正する法案が今国会に提案されると聞いているが、その骨子は行政書士試験を国家試験とすること、行政書士の登録資格のうち、公務員の行政事務担当期間を延長することなどのようであり、このことから行政書士のもつ役割の重大さが伺える。

今日まで各位は、この重責を十分担われ御活躍いただいているが、今後ともさらに業務の研鑽に御精進いただくよう期待する。

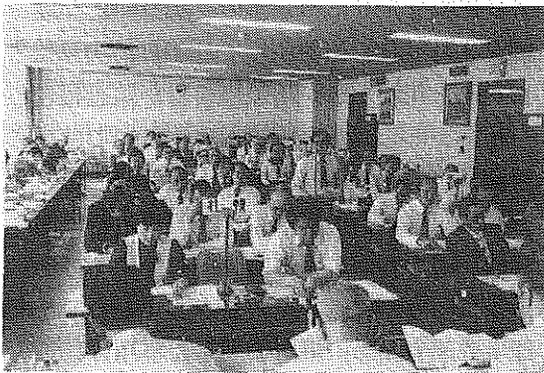
また、本道行政書士会は全国の中でも指導的役割を担っていることは、私も十分承知しているが、先般本会元会長の渡辺慶吉氏が、勲五等双光旭日章授与の栄に浴せられたことは、同氏をはじめとする先輩諸士の本会の発展に尽された労苦が、今日の北海道行政書士会を築き上げられたものであり、氏の栄誉は、同時に北海道行政書士会

の名誉として心からお祝いする。

また、各位が長年の念願として取りくんでいる車庫証明事務については、私どもとしても従来から深く関心をもち対応してきており、各市町村長・各支庁長に対し、行政書士でない者が行う書類作成の防止についての通達を出すなど、その徹底に努めているので、貴会においてもさらにディーラー側との密接な連携を図りながら、これらの事務が適法かつ円滑に処理されるよう、いっそうの御努力をお願いします。

最後に、本総会が多くの成果を納められ、葛西会長のもとに会員が一致団結し、本会の発展に尽力されることを期待し、また、会員各位のいっそうの御健康を祈念してごあいさつとする。

来賓祝辞に続いて、渡辺明総務部長代行が祝電披露を行い、場内整理のため休憩に入り、来賓一同退出する。



第23回定時総会々場風景（全道代議員）

議長・副議長の選出

場内整理後、葛西会長が仮議長となる。総会構成員数69名、定足数 支部長7名、代議員28名、出席者数 支部長14名、代議員51名につき総会成立した旨を告げ、議長を選出した。

続いて議長により副議長選出し、議事に入る。

議長 黒島宇吉郎（支部長会議長、函館

支部長）

副議長 佐々木四郎（前副会長、前札幌支部長）

議事録署名人の選出

議事録署名人として次の両氏を選出した。

空知支部長 新川 司

釧路支部代議員 前田紀久男

第1号議案

昭和56年度事業報告

各部長及び車庫証明対策委員長からそれぞれ報告を行い、承認された。

主な質問と要望事項（要約）

辰尾代議員（釧路） 昨年の総会で札幌支部の分割について質問したところ、当時の総務部長及び会長から新執行部において札幌支部と協議の上善処したいと回答を受けているが、その後の経過と今後の方針を伺いたい。

葛西会長 会則上支部は、本会と会員との連絡調整の円滑化と業務改善を図るためのものであり、札幌支部の分割問題については地元支部長といろいろ話し合った。札幌支部では、すでに特別委員会の答申内容を十分承知しており、それをふまえて支部内4ブロックで会員との集会をもって討議した結果、会員の意思は分割反対に意見の一致をみたという報告を受けている。本会では、札幌の良識ある判断に期待してしばらく静観したいと考えている。

安保代議員（函館） 今次行政書士法改正案のうち、労務関係書類提出代行の明文化の規定が日社労連側からの反対運動によって削除されたと同会の機関紙に発表されているが、日行連は、法案の提出時期をあやまり、また取り組みに甘さがあったのではないかと。また、この明文化

実現のため本会ではどのように考え、日行連との提携をどうするか。

葛西会長 今次行政書士法の改正案は議員立法の形で進められているが、その状況については、未だ日行連の方から各単会に連絡できる現況にないように思う。昨日一部判明したことを報告すると第1条に提出代行業務を入れようとしたが、一部議員の反対で駄目になったというので、提出代行業務は、現状のままになる。いずれにせよ、日行連及び日政連が法改正に努力して進めている段階にある。

安保代議員（函館） 行政書士法の改正のことが、社労士は会報によって全員が知っているのに、北海道本会が知らないのは行政書士会の動きが立ち遅れ、情報収集にも問題があるように思う。今後これらのことも考慮に入れて行政書士の職域確保に取り組むよう要望する。

古山代議員（函館） 本年5月26日朝、新聞に掲載された「標準報酬押しつけ **都行政書士会** 値引き抑え、誓約書も公取委“違法の疑い”と警告」の記事は、東京都行政書士会が報酬のダンピング防止のため値引きした会員に改善命令書を出し、今後ダンピングをしない旨の誓約書を出させた事例について、独禁法第8条違反の疑いがあるとして公正取引委員会が警告したという内容である。これに対し北海道会ではどのように取り組むか。

橋本企画部長 新聞記事のことは5月27日日行連に問い合わせたが、未だ警告を受けたという段階ではなく、記事については抗議しているとのことであったが、公正取引委員会では、報酬額は、会則で定める額を超えてとってはいけないという法の定めなので、そのような指導ならばよいという見解を示しているとの回答であった。このことは、全国的な問題でもあり、近く、日行連の総会があるので、

真相を聞いて知らせたい。

第2号議案 昭和56年度

一般会計決算報告

第3号議案 昭和56年度

特別会計決算報告

高橋経理部長から報告を行う。続いて次のとおり細木監事から監査報告があり、承認された。

監査報告要旨

監査の報告は、別冊の監査報告書の提出をもって代え朗読を省略します。

本来、監査報告書は総会招集手続の際、議案とともに事前に配付して、監査結果を明らかにし、あわせて総会における質問、答弁に役立たせるべきものと思うが、年度終了3月31日、出納閉鎖4月20日、決算監査5月上旬、それから監事自身が監査報告を起案、そして印刷という日程の中では事前配付が困難である事情を御理解願いたい。

さて、本総会に提出した監査報告書の内容は、56年度における監査業務のすべてを集録したものではなく、監査所見として、理事機関や関係の機関に示した事項は、この報告書の数倍にもなるが、監事団協議の結果、この程度に集約した。

また、報告内容の一部に、やや抽象的表現を用いたものがある。これは、意識的にそうした表現方法をとったものであって、それなりの意味があることを御理解いただきたい。

次に、研修会、研究会、講習会などの研修事業であるが、報告文書や助成金の交付申請書だけでは研修の内容がよく分からないものがある。研修事業は、行政書士法第15条第2項に定められている行政書士会に

果せられた最も重要な事業のひとつであるとともに、道費補助の対象事業であり、近年の地方財政事情の中で、毎年ほぼ一定額の交付を受けていることは、道としても本会の研修事業を重要視するとともに、高く評価されているものと思う。従って、その企画、実施内容等には十分な配慮を払う必要があるので、理事部門だけではなく、支部長会、支部機関においてもこの事業をよく認識、理解して、科目の選択、研修内容あるいは講師の選定に十分な配慮を尽くすことを要望する。

次に、報告書の中でも特にとりあげているが、法令・会則等の遵守はもちろん、総会は最高機関であり、その決定はいかなる機関であっても遵守義務を負うこと、これに反するものは、いかなる機関の決定も効力のないものであることを、この際特に申しあげておきたい。

また、総会で議決を経た予算の範囲内での執行もその遵守は当然のことである。

最後に、56年度中に、例年のように一般の会員や支部の活動家から直接監事に対していろいろな要望や訴えなどがよせられ、その一部については監査報告書の中で回答に代えた。それにしても総会講成員はもちろん、一般の会員の間に年々歳々監事の職務についての理解と関心がよせられるようになり、会報に掲載される監査報告書もよく読まれており、感想をよせられる会員もだんだんふえてきていることをつけ加える。

なお、総会のたびごとに要望あるいは激励をいただいた支部長、代議員をはじめ、多くの会員に心からの感謝をし、報告を終わります。

決算報告に関する主な質問と要望事項等(要約)

京谷代議員(小樽) 次の事項について質問した。

1. 滞納会費の徴収方法
2. 未納会費中に占める退会者未納額の割合

3. 会費欠損処分の決定方法

高橋経理部長 次のとおり答弁した。

1. 滞納会費の徴収方法は、第1段階として催告状を送るほか内容証明郵便によって支払いを催告し、なお納入しないときは強制手続きをするが、別途、各支部の協力を得て早期納入の督励を願い、協力支部には若干の交付金を交付している。
2. 滞納繰越会費のうち退会者分は約37%になっている。
3. 未納会費の欠損処分は、相当の高令者で経済的余裕がなく業務再開見込みのない者、あるいは、病床にある者等いろいろなケースがある。これらの分析を行い本年度は、各種の事情から著しく支払い困難なもの11件、70才以上で退令後5年経過した者4件、会費の減免申請及び退会時期のことでトラブルがあり免除を適当とするもの4件、消息不明の者1件、死亡者2件について欠損処分を行った。

五十嵐代議員(札幌) 次のことについて質問した。

1. 財調積立金現在額と累年積立額の差額458千円は受取利息か。
2. 56年度当初予算の積立金6,716千円を1,390千円より積立てしなかったのはなぜか。(積立金を減額した金額は総務管理費に振り向けた形になっているが、このうち会議費の増と事務所移転費を合せた金額は、敷金の戻りと雑入の増加した金額によっておおよそ賄えると思う。)
3. 56年度決算残金から財産目録に示す預り金を除くと実質残は1,601千円となり、57年度会費の前受金は振替され

るとしても、会館建設借入金その他預り金は、予備費の予算額が600千円では資金運用面で支出科目がないのではないか。

高橋経理部長 次のとおり答弁した。

1. 財調積立額の差額458千円はお説のとおりである。
2. 財調積立金を4,780千円減額したのは年度途中で会員の加入状況が低調化し会費、入会金、手数料で総額3,750千円の歳入欠陥が見込まれ、一方支出面では会則研究による会議費が増えたので、事務局移転費は、敷金の戻りで十分賄いつくが、この敷金の戻りも収入に見込み補正予算を考えたが、総体において収支の均衡を欠くため積立金を減少せざるを得なかったことを了承願いたい。
3. 財産目録の預り金は、現金及び預金の保管状況を明らかにするため歳入歳出外として取り扱っている翌年度分の会費、職員の給与引き去り金(税金、社会保険料)会館建設資金借入金等一切のものを計上したが、このうち57年度会費のみが新年度に振替され、その他は税務署なり市役所、あるいは日行連等へ本会の予算とは関係なく支払いされるものである。

五十嵐代議員(札幌) 次のとおり意見表明があった。

1. 昨年、財調積立金が多いと思うので、支部交付金に回してほしいと要請したにもかかわらず総務管理費その他に流用したのは執行部側の努力の欠如と考えるので、厳正な予算の執行を望む。
2. 収支外の預り金は、あえて収支決算の要がないとすれば、なぜ財産目録に示したのか。資産負債これらを明確にするために預り金としたのは結構だが、その中から資金繰りが当然であろうと思

うので、企業会計の原則も併せ考えて根本的な経理の刷新を図ってほしい。

3. 財産目録中預貯金の中には、収支外の預り金を含めてドンブリ勘定になっているので特定預金にして、特定預金からの支出になっていれば結構である。
4. 積立金は、例えば2年ものの定期、信託等にして利殖を考えるべきだ。

第4号議案 昭和57年度

事業計画

会長、経理担当副会長、所管の部長及び車庫証明対策委員長から説明を行い、原案可決された。

会長総括説明

昭和57年度の基本方針は、前年度と同じく行政書士の地位の向上、会員の和と団結、健全財政の保持とした。まず、行政書士の地位の向上とは、私どもは、各官公署と住民との掛け橋として社会に貢献することが行政書士の責務であると考え。しかし、住民がわれわれの仕事を理解し信頼しているかどうかについては一考を要するものがあり、信頼してもらえるのはごく一部の方々と多くは行政書士の業務を理解しないと見受けられる。ただ、最近になって各方面から行政書士会の組織力なり活動が認識されてきたことは会員各位の努力と精進によるものと深く感謝しており、今後さらに一般住民に対してPRを行い、社会生活上なくてはならない行政書士として努めなければならないと思う。一方、官公署においては、書類の作成は認めても、私どもが本当にパイプ役になっていることの認識に浅く、他士業と官公署との親密さに比較すると行政書士の場合はまだまだという現況にあるので、官公署とのコミュニケーション

を深め、真に行政書士がパイプ役となるような施策を進めたいと考えている。

次に、会員の和と団結についてであるが、会員の地位を社会的に高め、生活向上を図るには、会員が一致団結して一つの心になって協力し合わなければその目的を達成することはできないと思う。この際、もう一度わが会の組織の在り方、また役員並びに会員がそれぞれの立場で行政書士会の将来を考え、さらに躍進できる組織作りをしなければならぬが、そのためには、会員相互の信頼を深め、一致団結して物事に当ることが必要であることを念頭に事業の推進を図りたい。

最後に財政の確保については、いまさら申すまでもないが、わが会は過去において財政が窮迫した苦い経験があり、財政の破綻によって会議旅費の支給もできず手弁当で会務を執行した時期もあった。幸い、当時の役員又は会員の理解ある措置により、今日では財政積立金を持てるようになったが、現在の積立金は5年間の蓄積によるものであり、今では各支部に年度当初に交付金を送金し、本会の総会経費も借入れをせず賄えるようになったのは、健全財政の確立に努力された先輩諸士の努力によることを深く謝し、私はこの現状と先輩が残した教訓を忠実に守る責任があることを深く感じ健全財政の確立をとり入れた。

なお、各部は、これら基本方針のもとに事業計画を策定しているので、各位の御協力をお願いし、基本方針についての私の説明を終る。

主な質問と要望事項等 (要約)

< 総務部関係 >

中川代議員 (札幌) 役所の窓口担当がかわるとその取り扱いが異なることである。審査方針とか取り扱い上の改正があった際は、知らせていただけるよう官

公署窓口等が好意的、協力的になるように対策を進めていただきたい。

渡辺総務部長代行 その点については、組織としてのことと、行政書士個人のことの二つに分けた方がよいと考える。本会と官公署との組織の問題は今の段階ではかなり好意的になりまたお互いに話し合えるよう進んできたと言言できる。しかし、個人の問題は、行政書士の自己主張が強いあまり、官公署側に悪感情を与えその結果行政書士に対して閉鎖的になっている実例があるので、行政書士が官公署に弾力的、好意的に対応してもらうには個々人の心構えにかかっていると思う。今後は、これらの両面からよい関係を作り上げるべきだと考えている。なお、審査方針に変更を生じたような場合の連絡関係については、要望の趣旨にそって努力する。

米倉代議員 (十勝) 行政書士法令、会則等の趣旨徹底は当然必要だが、現会則で、十分な品位保持 (特に会員の綱紀保持関係) ができるか。

渡辺総務部長代行 一般論として現行諸法令を忠実に守ることにより品位保持ができるかという過言ではないと信じるが、法令等は一旦作られてから長い間そのままになっていて、社会の変化により対応できなくなることもあるので、法令会則及び関係規程等を十分に検討し、改善すべきものはそれなりの見直しをして現在に即応するようにやって行きたいと思っている。

米倉代議員 (十勝) 行政書士の地位向上は、品位保持が根底でありそれが会員に浸透認識し確立されなければならないと思う。現行法令会則の遵守により品位保持ができるといっても、それがなかなかできないのが現実である。品位保持の実効をあげるには本会と支部の分担を明

確にして指導することが必要であると思っている。それに会則のことは、綱紀に関することについてキチンとやってほしいということを出したものである。長い時間がかかっても継続的に実施し、毎年度段階的に中間報告をしてほしい。

渡辺総務部長代行 要望は分かったので期待に応えるようにしたい。

< 経理部関係 >

辰尾代議員（釧路） 昭和55年度の会費値上げ以来、年々単年度黒字が減少し、57年3月期以降赤字になっている。このままでは、59年3月期では、積立金総額を取りくずしてもなお財源不足が見込まれるので、58年度会費値上げを明らかにしておいたらどうか。

日向寺副会長 今年度予算は、会員に負担をかけたくないということで、現在ある積立金から繰入れて収支のバランスを合せた。この繰入金は、5,244千円になっているが、これまでの例から決算段階には全体の3%程度の不用額が発生するので、会費が減収するとか特別の収入欠陥が起きなければ275万円程度の繰入れにとどまると思うので、58年度までは会費値上げの必要はないと考えている。

古山代議員（函館） 積立金は支出総額の10%程度は保留すべきであるから、58年度は会費値上げの必要があると思う。

葛西会長 会費値上げは、全会員への影響が大きく、今会員は不況の波により業務も減少しているので、58年度までは値上げをせずに進みたい。あるいは、58年度の総会で59年度からの会費値上げをお願いすることになるかも知れないが、それまでは積立金をとり崩すことは止むを得ないと考えている。古山代議員は、私個人の見解を求めているが、私としては、会費はなるべく押えながら、会務は100%執行するように進めてゆきたいという

信念で対処している。

五十嵐代議員（札幌） 昭和57年度支部運営一般交付金の全道平均交付率は、交付金の総額17,436千円で、全会員数に会費年額を乗じた総額67,056千円の26%になるが、札幌支部の交付金4,826千円を同じ方法で算定すると19.6になり、平均交付率26%を著しく下回る。札幌支部としては、組織の強化、小地域育成の方針にそって平均交付率26%のうち3%を拠出協力し、残り23%に相当する5,652千円を交付額として826千円を増額すべきでないか。なお、前年総会時に、札幌、函館、旭川各支部の要請に対してその意思を尊重する旨回答を得ているが、何ら前進的改善はない。因みに、他土業の配分方法は会員割を主体にしている。

日向寺副会長 本会交付金の配分は、当初は他土業のように会員割、均等割によって交付していたが、第19回定時総会の監査意見に基づいて地方交付税方式のような交付方法を採用し、54年度から実施しているので会員割、均等割よりは前進したと思っている。支部交付金は、支部活動上必要な最少限度の経費は本会に負担義務があるという考え方、また会員はどこの支部に所属していても支部活動による同じ恩恵を受けられるような交付方式でなければならないという観点からの検討を行い予算書末尾に添付の算式にしたもので、会員数の多い支部は従来に比し伸びが少ないため減ったような感じを持つのは当然である。昨年の総会提案前に札幌と旭川支部から増額要請があって、「その他諸費」の「会員割」1,250円を2,250円に修正しているので、会員数の多い支部は財政に弾力性ができたのではないかと考えている。

< 業務研修部関係 >

大淵代議員（小樽） 支部業務指導者講

習会を本会が行い、その受講者は支部に帰って伝達講習をすることになるが、本会の意図が直接反映されるとは思えないがどうか。

佐藤業務研修部長 昨年度の支部指導者講習会の実施経験から考察し、建設業関係は効果があったと判断しているが、開発行為については実施面の甘さがあり期待する成果をあげられなかったので、本年度は前年度の経験を生かして実施にあたりたい。

大淵代議員（小樽） 折角高度な講習をするのであれば、全会員に知らせて希望者を自由に参加させ実効のある講習会にするよう要望する。

＜監察部関係＞

長谷川代議員（函館） 通称「赤帽」協同組合が非行政書士行為を行っており、違反資料も入手して断固処置したいので、監察担当副会長の指導助言を得たい。

豊田副会長 札幌の赤帽組合について事情聴取をしたことがあり、その時の実態は違法性がないようだった。函館の場合、違反関係資料をととのえて報告を願い、その結果現地へ向うて指導助言するのはやぶさかでない。是非関係資料の収集をお願いする。

京谷代議員（小樽） 監察用看板は、少ない枚数なのに掲示に苦慮している状態にあるので、ポスターを増やし会員事務所、市町村等に掲示してはどうか。

佐々木監察部長 監察用プラスチック看板の掲示は、いろいろ規制があつて苦慮していると聞いているので、本年度は希望支部にのみ配布することにした。また、ポスターは企画部と協議して皆さんの手元に届けるように計画している。

大淵代議員（小樽） 小樽自動車協会は車庫証明と自動車登録を行う旨街頭宣伝し、注意すると会員が処理しているとの

回答である。協会名で宣伝することは雇用書士問題と関連すると考えるがどのように処理したらよいか。

豊田副会長 小樽自動車協会は、小樽支部が折衝の結果、車庫証明の街頭放送はやめるが、自動車登録の方は続けたいという意向のようであり、また本会の会員が介在しているので、その会員を含めて現地に向うて話し合いをしたい。

＜車庫証明対策特別委員会関係＞

倉代議員（札幌） 車庫証明業務の今後の展望はどうか。

安保代議員（函館） 臨時行政調査会の審議過程から派生して日行連会長と警察庁主脳部との間で話し合いがあったと聞くがその内容を日行連運輸交通部長としての葛西会長に伺いたい。

本間代議員（苫小牧） 56年11月17日警察庁交通規制課長と面談の経過内容と、日本行政3月号に再度交通規制課長と面談したとあるがその折衝経過等を知りたい。

葛西会長 自販本部との話し合いはすでに終り、私どもはどうすれば車庫証明をわれわれのものにできるかという点にしばってきた。そのために行政書士の作成した書類は、現地調査を省略すべきだと警察庁に陳情書を提出し、このことで、まず臨時行政調査会（以下「臨調」という。）を通じて警察庁へ申し入れをした。

臨調第3部会では、許認可事項の中に車庫証明問題を入れよとしたが、臨調、警察庁の話し合いで許認可事項の中に入れないで運用でやることになって第一次答申から車庫証明問題は削られた。

日行連は56年11月17日警察庁の交通規制課長と話し合いをもったところ、運用面でやろうと考えてみたが、現行法のもとでは、申請者が現地調査をして申請することを認め難いがそれに代わる現地調

査の委託団体として認めることで落ちついた。そこで、現地調査は事前調査でも調査に変わりがないのではないかと念を押したところそれを認めてくれた。しかしながら、その後57年1月30日警察庁の交通規制課長と面談したところ、警察庁の空気が変わってきており、行政書士会を委託団体にすることには異論はない。委託団体は一都道府県毎に一団体が望ましい。これまでの委託団体をやめさせる理由もなく行政書士会に移すのが難しい。

どこの団体を委託団体にするかは、都道府県警察の権限で、本庁には権限がない。という説明があり、このことは全国の警察部長会議で説明してあるという話で、昨年の会談から後退したが、日行連では、行政書士会を対象団体として認める以上二つの団体に委託するようにと申し入れてある。そこで今後の対策としてどうするかであるが、以上のことを総合し早急解決は無理とは思いますが、これからさらに業務の簡素化、能率化、民間生活力の利用の面から再三再四警察庁との交渉を続行し、また、自治大臣をとおして公安委員会へ働きかけも進める。

わが北海道会としては、特別委員長とも協議し関係団体との折衝を進めており、また、実質的に業務を行うためのディーラー対策等は委員会の指導のもとに、各支部が企業努力を続けている現況である。
本間代議員（苫小牧） 今後の対策をどのように進めるか。今後の見とおしは具体的にいつになるか伺いたい。

伊藤車庫証明対策委員長 57年度対策は、56年度の活動結果等をふまえて外部的なもの内部的なものに分析して進めていきたいと考えているが、特に57年度の重点対策活動方針に基づいて強力に推進し、またディーラー対策についてもその実態を調査し自販連対策と併せて法を守らせる

という方向にもって行きたい。また、内部的対策としては、センターの運営、センターの業務獲得に力を入れて少しでも多くの仕事を確保することに重点を注ぎたいと考えている。

なお、実際問題何年何月頃に業務を実施できるかという時期は示すことはできない。各支部等においてそれぞれ実情に即した活動努力によるほかはないのでご理解願いたい。

本間代議員（苫小牧） 車庫証明問題は、52年度から5年を経過したが当初はこんな結果になるとは予想しなかったと思う。したがって、相当高度な政治折衝の必要があると思われるが、最近ようやく政治連盟が設立されたものの遅すぎた感がある。今後の積極的な政治折衝の展開により、会員の業務拡大に努めていただくよう要望する。

京谷代議員（小樽） 運用要領に示した車庫証明業務の報酬額は最高額を示すものと思うが、この報酬額は全道の格差が著しいと聞くので全道一本化すべきではないか。

葛西会長 車庫証明問題が出た当初は、本道は1件5,000円ということで各支部長、各センター長に示してある。その考え方は現在も変わらないが、センターで業務を受ける場合に5,000円でなければ引き受けないということではなく、支部の特殊事情によってそれに近い報酬額でやってほしいと指導しているが、今は過渡期なので業務が相当数になったときには一率報酬にしたいものと考えている。

第5第6号議案

昭和57年度 予 算

日向寺副会長から提案説明があり、原案可決された。

主な質問及び要望事項（要約）

五十嵐代議員（札幌） 57年度も総務管理費が膨脹し、全体的に会議費的内容のものが増えている。積立金も2分の1に減り、やがて1～2年の内に会費値上げにつながるのではないかと。

日向寺副会長 総務管理費のうちで、特に会議が増えているが、本年度から総会出席者の旅費を計上（従来は支部交付金に計上）したこと、国鉄運賃値上げによる増加、従来半日主体で会議費を算定していたが時間が足りなく十分審議できないため1日主体に改めた等の理由によるものです。その他は連合会の会費アップ、給料手当の3.5%アップ、冷房設備費等の臨時経費があるので総務管理費が膨脹した。

なお、会費値上げ問題については、先刻会長が答弁したので省略する。

五十嵐代議員（札幌） 答弁には一理あると思うが、質問の真意は、予算編成は単純に支出予算重点主義でなく各種目について徹底してやったが財源不足で積立金をとりくずすなら会員も納得すると思う。健全財政確立のため重要な積立金の3分の1をとりくずし、また、監事は財政調整積立金積立額の基準を機関決定すべきだと指摘しているのにこれをどのように受けとめているのか、今後積立金を続けていくのかどうかを知りたい。

日向寺副会長 予算編成に当り相当苦慮したが、限られた財源の中で積立金のとりくずしを余儀なくされた。積立金の限度額等を決めることについて部会で検討してきたが、いろいろ面倒なことが考えられて決め兼ねているのが実情である。

五十嵐代議員（札幌） 2年間にわたる積立金の監事指摘が反映されていないように思うので、努力をお願いして質問を終る。

佐々木代議員（札幌） 会則第69条による会費滞納の場合の措置の規定の56年度状況を聞きたい。また、退会者の分は決算書にどう表示されているか。

日向寺副会長 56年度は、会則69条のみならず退会の規定により9名の退会者が出ており、その滞納会費は極力徴収につとめ、一部強制執行の方法もとっている。なお、滞納額は、みならず退会者も一般退会者も含まれているが、みならず退会者の数は会員異動数調に表示されている。

三井代議員（旭川） 次の事項について質問した。

1. 財政調整積立金をとりくずして収入財源としているが、今後の財政運営の基本的な考え方を明示されたい。
2. 会議費が前年度より増加した理由は何か。また、各種会議の開催回数を減少できないか。

日向寺副会長 次のとおり答弁した。

1. 財調とりくずしについては、先刻会長が会費値上げ等は明年度検討するという考え方でしたのでその線にそって検討する。
2. 会議費のことは、さきほど札幌支部代議員の質問に説明のとおりである。

上窪代議員（旭川） 健全財政とは、健全な支出が行われるもので、積立金があるから、そこから持ってきて使うでは、無駄使いになるのではないかと。近く積立金の残高がなくなれば会費が値上げが予定され、2年後の会費値上げは明らかだが現在の経済の落ち込みの中で2年後であっても会費の増額は会員にとっては大変なので旭川支部はこのまま会費値上げをしないようにしてほしい。このために

1. 新規会員の増加勧奨して収入を増加させる。
2. 会議の回数を一つでも二つでも減少させる。

ことが必要と思う。この2点について会長の答弁をお願いする。

葛西会長 次のとおり答弁した。

1. 会員増加については、税理士は行政書士の有資格者であり、税理士会の会員で行政書士業務をする人は入会するようにすすめていただくよう税理士会長に面接してお願いしており、その結果税理士の入会者が増えてきている。また、現在の法案が通ると登録即入会制になるのである程度入会者が増えるのではないかと考えている。
2. 会議の開催状況を見ると相当数の会議を持っているが、会議開催は、所要経費を切りつめて行うという考え方をもっている。例えば二つの会議を一緒にすることによって経費が節減になるので、そうした工夫をしたいと思っている。

第7号議案 理事の補欠選任

理事2名の補欠選任を求め、次の両氏を選任した。

能勢 寿雄（札幌支部）

根本 龍雄（ ” ）

以上で第23回定時総会の全日程を終り、日向寺副会長よりあいさつを行い閉会した。

第23回定時総会議案

第1号議案 昭和56年度事業報告について

昭和56年度事業について、次のとおり報告します。

総 務 部

1. 品 位 の 保 持

- (1) 昭和56年9月12日、全道新入会員研修会において『行政書士の遵守事項』について講義し、品位保持の意識高揚を期した。
- (2) 昭和56年11月以降『行政書士の遵守事項』を新入会員に配付し、品位保持に配慮した。
- (3) 品位保持に関する記事を会報129号に掲載し、会員の注意を喚起した。

2. 対 話 集 会

会員との相互理解を深めるため、次のとおり対話集会を開催した。

- ・旭川支部 昭和56.6.20(土) 旭川労働会館 出席者 52名(出席率 38.8%)
- ・網走支部 " 56.6.21(日) 北見ロイヤルホテル " 32名(" 25.2%)
(出席者 会長、副会長、常任理事、事務局長)

3. 雇 用 行 政 書 士 対 策

- (1) 昭和56年8月20日、各綱紀委員、監察部担当副会長、監察部長とともに、雇用行政書士の定義及び対策等を研究、協議した。
- (2) 雇用行政書士の排除については、法律に明文化を必要とするので、昭和56年10月16日、日本行政書士連合会長あて、その旨の要請書を提出した。
- (3) 新入会員に対しては『最初にご覧ください』を昭和57年2月に作成し、入会時の留意事項を詳細記述したが、その中に、法人が法人名で行政書士業務を行うことは法第19条に抵触し、当該法人が行政書士を雇用して当該業務を行うことも同様なので、それらの法人から誘いを受け

ても絶対に応じないよう指導している。

4. 官公署との関係強化

官公署との関係を深めるため行政書士制度、農地法、建設業法の主管課と次により会合し、業務上の関係強化を図った。

- ・昭和 56. 9. 11 北海道総務部地方振興室地方課 札幌ワシントンホテル
- ・ " 56. 10. 17 北海道農務部農地調整課 札幌グランドホテル
- ・ " 57. 2. 12 北海道土木部管理課 センチュリーローヤルホテル

5. 他士業との協調

次により有資格団体の協議会を開催して他士業との協調を図り、明年度開催の世話人は弁護士会に決定された。

昭和 56. 10. 8 七士業による協議会 ホテル アルファ・サッポロ

経 理 部

健全財政の確保

1. 補 正 予 算

昭和56年度は、年度当初の会員数 1,420 名であったが、例年の傾向に反して月毎に会員が減少し、10月末日には 1,393 名となって収入面では会費及び入会金の減が見込まれ、また、支出面では事務局の移転問題が発生したので、補正予算を編成して業務執行と健全財政の維持に支障なきを期した。

2. 未納会費の回収に努力した。

(1) 収 納 実 績

現年度分の会費収納率は 95.5%、滞納繰越会費の収納率は 70.0%であった。支部別の状況は決算書末尾に添付のとおりであるが、最高の収納率をあげた支部は、現年度分では空知支部の 97.4%、滞納繰越分は、空知、留萌、宗谷、室蘭、苫小牧、日高及び根室の 7 支部が 100%であった。

(2) 退会者未納会費の納入促進

退会者の滞納額については、年度末に各支部の協力を求めて納入促進を図り、実施支部に対しては協力費を交付した。

(3) 悪質滞納者に対する対応

和解判決不履行者に対し、内容証明郵便をもって催告したが未回答のため、予告のとおり強制執行申立を行った。

企 画 部

1. 法令の研究、業務の改善等の企画立案

(1) 法令改正、業務の改善等に関し会報又は臨時速報により通知した。

- ・印紙税の改正 昭和 56. 4. 16 (臨時速報)
- ・保険料申告書等届出様式の変更 " 56. 5. (会報No 124)
- ・印紙税改正のしおり " 56. 5. (" No 124)
- ・対話集会の意見を採用して『行政書士成功者の紹介』を企画 昭和 56. 9.以降連載 (会報No 126 ~ 128)
- ・労働保険適用徴収新システムの開始 " 56. 9. (" No 126)
- ・年計報告の分析発表 " 56. 9. (" No 126)
- ・公証手数料規則の改正 " 57. 1. 30 (臨時速報)

(2) 報酬額運用要領を改正した。 昭和 56. 6. 25 改正

2. 会報の発行

会報は、業務上必要な資料の提供を重点に編集し、計画どおり隔月発行した。また、急を要するものは臨時速報により全会員に通知した。

3. 業務の啓発普及

- ・業務宣伝用ミニカレンダーを企画し、会員にあっせんした。

- ・監察用看板をデザインした。
- ・北海道新聞に新聞広告を掲載した。(56.12.19掲載)
- ・行政書士制度と業務内容を『月刊ろんだん』に広告した。(56.12.1掲載)

4. 行政事務手続無料相談

行政事務手続無料相談の実施を推進し、実施支部に助成金を交付した。

区分	実施支部	実施日時	実施場所	周知方法	相談員数	相談件数
通年	函館	毎週金曜日	函館市役所 市民相談室	市 広 報 テ レ ビ ラ ジ オ	副支部長以下 49名	相続手続ほか 20件
随時	苫小牧	56. 7.19 (日) 10:00～15:00	白 老 町 中央公民館前	町 広 報 ポ ス タ ー パンフレット	支部長以下 5名	障害者年金ほか 7件
"	十勝	56. 9.15 (火) 10:00～16:00	ニチイ帯広店 2F特設コーナー	新 聞 記 事 新 聞 広 告 新 聞 断 告 横 街 報 告 市 村 報 告 ポ ス タ ー	支部長以下 8名	労 務 8件 民 事 5件 そ の 他 3件
"	釧路	56. 9. 7 (月) 10:00～16:00	釧路市役所 1 F ロビー	新 ラ ジ オ テ レ ビ 看 板 ポ ス タ ー	支部長以下 10名	相 続 5件 不 渡 手 形 3件 土 地 売 買 2件 そ の 他 23件
		56.11.13 (金) 10:00～16:00	同 上	同 上	同 上	相続3件、借地2件、 借家4件、建設業許可 2件、自賠責1件、そ の他12件
"	宗谷	56.11.27 (金) 13:00～16:00	稚内海員会館 2 F 会議室	新 聞 記 事 新 聞 広 告 看 板	支部長以下 5名 その他官公 署職員3名	年金、保険関係14件 そ の 他 3件

業務研修部

1. 専門部会の充実強化

(1) 専門部会は、次の構成員により業務の研究、業務資料の作成等を実施した。

区 分	主務担当役員	担当理事又は委員
運輸交通部会	佐藤兆昭常任理事	渡辺(明)理事、長谷川卓蔵委員
建設農地部会	角田良一 理事	長谷川寿延委員、能勢寿雄委員
風俗衛生部会	小林 忠 理事	小田桐正委員、佐藤三千三委員
民事部会	平賀昌夫 理事	今野藤男委員、山崎慎一委員
労務経理部会	原 隆俊 理事	安藤寿建委員、中川宏熙委員

(2) 業務の完全受託と完全消化対策の研究推進

行政書士は、依頼業務を完全消化し、地域住民の要求を満すことが行政書士を繁栄させる基本的問題である。それには、行政書士相互の協力と他士業との提携が必要となるので総務部及び企画部の協力を得て会員名簿に各会員の『主な取り扱い業務名』を加え、会員間の相互協力資料としたほか、各支部に業務相談員の設立促進を図った。

2. 業務資料の作成

次のとおり業務資料を作成配付した。

- ・『行政書士の遵守事項』（研修資料） 新会員に配付
- ・『公正証書作成手続きと委任状文例』 全会員に配付
- ・『各種手数料等一覧』 ”

3. 業務研修

(1) 支部研修会の開催状況

昭和 56. 7. 25 札 幌 （自動車登録・車庫証明）

昭和 56. 8. 8	札	幌	(自動車登録)
" 56.10. 3	"	"	(建設業)
" 56.11.21	"	"	(民法(契約・賃貸借))
" 57. 2.13	"	"	(労働保険、雇用保険)
" 56. 6.15	函	館	(民事)
" 56. 6.17	"	"	(国民健康保険制度)
" 56. 7.10	"	"	(国民年金制度)
" 56. 7.20	"	"	(自賠責)
" 56. 8.27	"	"	(雇用保険)
" 56.10.13	"	"	(建設業決算書)
" 56.11.21	"	"	(建設業、指名願)
" 57. 1.22	"	"	(入札参加資格審査申請)
" 57. 3.26	"	"	(民事)
" 56. 6.23	小	樽	(自動車登録、車庫証明)
" 56. 7.19	"	"	(記帳実務)
" 56. 7.20	"	"	(")
" 56. 8.21	"	"	(建設業、農地法)
" 56.10. 9	"	"	(民法(不法行為))
" 56. 7.25	空	知	(民法(相続))
" 56.10.13	"	"	(建設業)
" 56.12. 5	"	"	(自動車登録)
" 57. 3. 6	"	"	(農地法)
" 56. 7.15	旭	川	(建設業)
" 56. 8.21	"	"	(雇用保険)
" 56. 9.25	"	"	(農地法)
" 56.10.28	"	"	(入札参加資格審査申請)
" 57. 3.14	留	萌	(開発行為関係業務)
" 56.11.12	宗	谷	(自賠責)
" 56.11.27	"	"	(車庫証明)
" 57. 2.24	"	"	(建設業)
" 56. 4.26	網	走	(車庫証明)

昭和 56. 8. 29	網	走	(中小企業協同組合設立)
" 57. 2. 26	"	"	(レンタカー許可(更新))
" 56. 7. 28	室	蘭	(食品衛生)
" 56. 9. 24	"	"	(貨物自動車運送、個人タクシー、運送事業一般)
" 57. 1. 21	"	"	(告訴・告発、会社設立、建設業決算報告)
" 57. 3. 26	"	"	(国土計画、土地売買等届出)
" 56. 9. 17	苦	小 牧	(車庫証明)
" 56. 10. 24	"	"	(建設業)
" 57. 1. 22	"	"	(各税申告)
" 57. 2. 13	日	高	(指名願)
" 57. 2. 20	"	"	(車庫証明)
" 57. 2. 27	"	"	(農地法)
" 57. 2. 28	"	"	(民法(相続))
" 56. 7. 4	十	勝	(新会員研修)
" 56. 9. 16	"	"	(自動車登録)
" 56. 10. 3	"	"	(行政書士業務と民法)
" 56. 10. 6	"	"	(車庫証明)
" 56. 10. 24	"	"	(法人設立)
" 56. 10. 31	"	"	(農地法)
" 56. 11. 6	"	"	(雇用保険)
" 56. 11. 7	"	"	(健康保険、厚生年金)
" 56. 11. 21	"	"	(建設業、自賠償)
" 57. 3. 18	"	"	(車庫証明、自動車登録)
" 56. 5. 26	鉏	路	(雇用保険)
" 56. 9. 30	"	"	(積寒給付金)
" 56. 10. 9	"	"	(風俗営業)
" 56. 10. 26	"	"	(建設業)
" 57. 3. 23	"	"	(建設業・車庫証明・労災保険)

(2) 新入会員研修会の開催状況

- ・開催日時 昭和56年9月12日(土) 午前10時から
同年9月13日(日) 午後5時まで
- ・場 所 札幌市 雪印健保会館
- ・受講人員 33名
- ・研修課目 行政書士の遵守事項 講師 総務部長 倉田 宏
報酬額の運用要領 " 業務研修部長 佐藤 兆昭
会社設立(有限・株式) " { 副 会 長 日向寺 正幸
業務研修部担当理事 平賀 昌夫
行政書士の業務限界 " 副 会 長 日向寺 正幸
建設業許可 " { 業務研修部担当理事 角田 良一
" 原 隆俊

4. 支部業務指導者伝達講習研究会

支部長推薦による業務指導者の参集を求め、次のとおり研究会を開催した。

(1) 建設業業務支部指導者研究会

- ・日 時 昭和56年11月8日(土) 午前10時から午後5時まで
- ・場 所 札幌市 片岡ビル

(2) 開発行為研究会

- ・日 時 昭和57年3月5日(金) 午後1時から午後5時まで
- ・場 所 札幌市 片岡ビル

監 察 部

職域の確立と非行政書士行為の排除

1. 全道監察担当者会議の開催

昭和56年8月18日、札幌市自治会館において支部監察担当者、本会監察部役員、委員(総務・

企画・業務研修部長、車庫証明対策特別委員長参画)による全道監察担当者会議を開催し、監察部事業実施計画、監察強調月間の設定、各支部監察強調月間実施計画等について協議し、監察情報の交換等を行った。

2. 関係官公署並びに諸団体への啓発活動

(1) 各支部において、支部長以下の役員が分担して官公署、商工会等を訪問し、行政書士法違反防止について協力を要請するとともに、違反事実の把握につとめた。携行資料は、ポスター、しおり(業務内容の紹介、行政書士法違反の注意、行政書士法違反防止通達写)、本会会長の要望書、広報資料等である。(各支部キャンペーン活動状況、別表のとおり)

(2) 本年度は、プラスチック製の違反防止用看板を作成し、監察月間中に公衆の見易い場所を選定し、各支部において掲示した。

3. 違反事実の実態把握とその措置

(1) 本 会

- ・未入会で業務広告を行ったり、行政書士の名称使用者に注意、警告し、是正したもの 4件
- ・法人の業務取扱いの是正を図ったもの 1件

(2) 支 部

- ・旭川支部 非行政書士から建設業許可業務取扱いをしない旨の誓約書を受理した。1件
- ・宗谷支部 某出張所の行為に疑義があり調査中である。
- ・苫小牧支部 非会員で、建設業許可業務を取扱った者及び『行政書士業務取扱』の標示板を掲出している者各1名に対して口頭により警告し、それぞれ是正させた。
なお、違反防止のため、未入会登録者8名に対して入会を勧奨した。
- ・十勝支部 農業委員会職員の農地手続処理、砂利組合での業務処理を注意し、違反を防止した。
- ・釧路支部 非行政書士で、行政書士事務所開設者を告発した。

4. 監察標語の募集

監察意識高揚のため、監察標語の募集を実施した。入選作品は、会報に掲載発表するとともに、入選者に対しては、賞状及び記念品を贈り、また、選外となった応募者に対しては記念品を贈り謝意を表した。

(別表)

関係官公署、諸団体への啓発と折衝の支部活動状況

支部名	訪問時期	訪問先	訪問者
札幌	昭和 56. 9. 10 " 56. 9. 30	石狩支庁、市役所、中央・北・東・白石・豊平・南・西各区役所及び農業委員会、江別・恵庭各市役所及び農業委員会	伊藤支部長、本会渡辺(市)・渡辺(明)理事、本会監察部柏原・打田委員他12名
函館	昭和 56. 9. 21 " 56. 9. 22	厚沢部町役場・農業委員会・商工会、乙部町・熊石町・大成町各役場 北桧山町役場・警察署、瀬棚町役場、八雲・森各警察署	鈴木監察部長、本会石村理事他5名
	" 56. 10. 1 " 56. 10. 2	木古内町役場・農業委員会・商工会・保健所・警察署 福島町役場・農業委員会・商工会 松前町役場・農業委員会・商工会・警察署 江差町役場・農業委員会・商工会・保健所・警察署	原副支部長、本会石村理事他5名並びに木古内町、福島町、松前町、江差町の会員
	昭和 56. 9. 24 " 56. 10. 15 " 56. 10. 16 " 56. 10. 20	余市町・積丹町・古平町・赤井川村・仁木町各役場及び商工会 俱知安町・京極町各役場、俱知安町農業委員会 後志支庁、岩内町・神恵内村・泊村、共和町各役場及び商工会 小樽市役所、商工会議所、保健所、漁業協同組合	松本支部長、本会北川理事他4名 松本支部長、本会北川理事他6名 浅水理事、本会北川理事 松本支部長、大淵副支部長、京谷理事、本会北川理事
空知	昭和 56. 10. 8 " 56. 10. 10	美唄警察署、美唄市農業委員会、商工会議所 岩見沢警察署・農業委員会・商工会議所、空知支庁 三笠警察署・農業委員会・商工会議所	新川支部長、石田副支部長、豊島・高野監察員
	" 56. 10. 16	奈井江町農業委員会、砂川警察署・農業委員会 滝川警察署	新川支部長、大谷副支部長、大栗・計良監察員
	" 56. 10. 27	栗山町農業委員会・警察署、由仁町・長沼町各役場	新川支部長、松永監察員

支 部 名	訪 問 時 期	訪 問 先	訪 問 者
旭 川	昭和 56. 7. 13	旭川公共職業安定所	西川支部長
	" 56. 8. 5	旭川市農業委員会	"
	" 56. 8. 27	上川支庁	"
	" 56. 8. 28	旭川市役所	"
	" 56. 8. 29	旭川社会保険事務所・保健所・商工会議所、 上川支庁	西川支部長、横田理事
	" 56. 8. 31	旭川公共職業安定所・労働基準監督署	西川支部長
	" 56. 9. 1	旭川社会保険事務所、上川支庁	"
	" 56. 9. 5	道警旭川方面本部、旭川警察署、旭川陸運事務所	西川支部長、本会深谷・染川・古屋各理事
	" 56. 9. 7	美深・名寄・土別各警察署、美深町・名寄市・ 下川町・風連町・土別市・剣淵町各市役所及び 役場並びに各農業委員会 和寒町役場	西川・染川・古屋、正 副支部長、本会高橋常 任理事他 2 名
	" 56. 9. 9	富良野市役所・農業委員会・警察署、中富良野 町・美瑛町各役場及び農業委員会、上富良野町 役場	西川・古屋、正副支部 長、永沼理事
	" 56. 9. 12	旭川陸運事務所	西川支部長
	" 56. 9. 17	旭川市神居支所	"
" 56. 9. 18	旭川市神楽支所	"	
留 萌	昭和 56. 9. 11	留萌市・増毛町各役場及び農業委員会	捻金支部長、大室会員
	" 56. 9. 18	留萌支庁、留萌警察署、天塩町・遠別町・幌延 町各農業委員会	捻金・西、正副支部長、 協淵監察員・村上会員
	" 56. 9. 25	小平町役場及び農業委員会	捻金支部長、今野会員
	" 56. 10. 9	初山別村・羽幌町・苫前町各役場及び農業委員 会、羽幌警察署	本会橋本常任理事、五 十嵐会員
宗 谷	昭和 56. 11. 5	宗谷支庁	川村支部長、越監事
	" 56. 11. 13	枝幸町役場、稚内職安枝幸分室	金谷理事、太田監事
	" 56. 11. 18	稚内公共職業安定所・社会保険事務所・労働基 準監督署	川村支部長、越監事
網 走	昭和 56. 12. 7	網走支庁、網走保健所、網走市役所・農業委員 会、斜里町・美幌町各役場 北見市役所・農業委員会、北見保健所	今野、大島、嵯峨井、 正副支部長、青沼・川 上地区委員長他 4 名
	" 56. 12. 8	紋別市役所・農業委員会・保健所 遠軽町・上湧別町、湧別町各役場及び農業委員 会、遠軽保健所	今野・加川、正副支部長 田口・市瀬地区委員長 他 2 名

支 部 名	訪 問 時 期	訪 問 先	訪 問 者
室 蘭	昭和 56. 9. 18 " 56. 9. 19	室蘭市役所・農業委員会、胆振支庁、保健所 室蘭警察署、室蘭陸運事務所、登別市役所・農 業委員会	腰山支部長、沢里・菅 原・宮崎各理事
	" 56. 9. 29	室蘭警察署、自販連室蘭支部、室蘭建設協会、 室蘭民主商工会	腰山支部長、沢里・菅 原各理事
	" 56. 10. 12 " 56. 10. 13	伊達市役所・商工会議所、豊浦町・虻田町・洞 爺村・大滝村・壮瞥町各役場及び農業委員会	腰山・福田、正副支部長 沢里・菅原・村上・宮 崎各理事
苫 小 牧	昭和 56. 9. 5	苫小牧市役所他官公署 31カ所 苫小牧市商工会議所等関係団体 40カ所 自動車販売会社 14カ所	文書郵送
	" 56. 9. 21	苫小牧市役所・警察署	河合・酒井正副支部長 他 6 名
	" 56. 10. 13	白老町・早来町・追分町・厚真町・鶴川町・穂 別町各役場	
" 56. 10. 27	苫小牧市商工会議所、苫小牧市議会事務局、苫 小牧地区労、司法書士会、税理士会、社会保険 労務士会各苫小牧支部		
日 高	昭和 56. 9. 5 " 56. 9. 7	平取町・日高町・門別町各役場及び農業委員会、 門別町商工会	金田支部長、伊東監察 員
	" 56. 10. 6	三石町役場・農業協同組合	
	" 56. 10. 13	静内町役場・農業委員会・保健所	
	" 56. 10. 15	新冠町役場・農業委員会・商工会・農業協同組合	
	" 56. 10. 23	様似町役場・農業協同組合	
	" 56. 10. 30	浦河町役場・警察署・農業協同組合	
十 勝	昭和 56. 8. 10 " 56. 8. 12	帯広市役所・警察署・保健所、音更町・土幌町 ・上土幌町各役場、新得警察署、新得町・清水 町・芽室町・鹿追町各役場、広尾警察署、広尾 町・大樹町・忠類村・更別村・中札内村各役場	米倉支部長、山崎監察 部長他 4 名
	昭和 56. 10. 20	白糠町、音別町各役場	前田副支部長、木村理 事
釧 路	" 56. 6. 23	阿寒町役場、阿寒湖支所	芹田理事、畑理事
	" 56. 10. 26	釧路支庁、釧路市役所、釧路町役場	大沢支部長
	" 56. 10. 30	鶴居村・標茶町・弟子屈町各役場、標茶保健所	辰尾副支部長、杉田理 事
	" 56. 11. 17	厚岸町役場・漁業協同組合、浜中町役場・商工 会・漁業協同組合・農業協同組合	下田理事、本会細木監 事

支 部 名	訪 問 時 期	訪 問 先	訪 問 者
根 室	昭和 56. 9. 12	根室支庁、根室市役所・警察署	山田・本田、正副支部 長他 2 名
	" 56.10. 6	中標津町役場・警察署	
	" 56.10.26 " 56.10.27	中標津町農業協同組合・農業委員会、根室支庁 中標津合同庁舎、中標津保健所、中標津町連合 町内会	

車庫証明対策特別委員会

1. 委員会の構成及び分担

委員長	伊藤正敏	(札幌支部)
副委員長	佐藤兆昭	(本会業務研修部長)
委員	渡辺明	(本会理事)
"	元井時雄	(函館支部)
"	大淵博之	(小樽支部)
"	染川賢一郎	(旭川支部)
"	今野藤男	(網走支部)
"	腰山寛	(室蘭支部)
"	山崎慎一	(十勝支部)
"	芹田俊夫	(釧路支部)

2. 委員の分担

- ・広報宣伝活動 ◎今野、大淵、芹田、渡辺
- ・業務誘致活動 ◎佐藤、元井、山崎、腰山
- ・官公庁対策活動 ◎伊藤、染川、渡辺

(注) ◎印は主査を示す。

3. 折衝活動

昭和 56. 8. 1	札幌支部中古販折衝協力	深谷委員長
" 56. 9. 3	札幌陸運局、道地方課、道警本部	葛西会長、深谷委員長、伊藤副委員長
" 56. 9. 5	旭川支部折衝協力(警察・陸事)	深谷委員長
" 56. 9. 11	道警(合意確認書の窓口掲示)	"
" 56. 9. 12	札幌陸事(")	"
" 56. 9. ²¹ / ₂₂	十勝支部折衝協力(自販連、陸事、警察)	"
" 56. 10. ³ / ₆	札幌支部各警察署折衝協力	"

昭和 56.11.13 道 警 (協力要請)

葛西会長、伊藤委員長、渡辺委員

4. 宣 伝 活 動

昭和 56.10. 2 車庫証明問題の経過と問題点を取材記者に説明

葛西会長、深谷委員長、伊藤副委員長、渡辺委員

〃 56.10. 4

道新に、

**車庫証明の
手続き代行** **こちらの仕事です**

と題して掲載された。

道行政書士会が陳情作戦

5. 支部業務誘致活動助成

(1) ディーラー折衝支部活動に対し、次のとおり助成金を交付した。

支 部 名	活 動 延 日 数	折 衝 延 社 数	折 衝 参 加 延 人 員	助 成 金 交 付 額
札 幌	17 日	93 社	35 人	105,000 円
函 館	9	30	37	111,000
空 知	3	9	12	36,000
旭 川	7	20	7	21,000
室 蘭	3	19	9	27,000
苫 小 牧	4	11	14	42,000
十 勝	3	19	10	30,000
計	46	201	124	372,000

(2) 十勝支部における次のユーザー対策宣伝活動費に対し助成金25万円を交付した。

・印 刷 費	チラシ13万枚ほか	350,700 円
・新聞挿込料		200,000 円
・新聞広告料		100,000 円
・通信費送料		82,180 円
・消耗品費		2,560 円
計		735,440 円

6. 優良県の視察

昭和56年6月25、26日、車庫証明業務が円滑に進められている秋田県下の状況を深谷委員長視察。

7. センターの業務取扱状況

区 分	1,000件以上	100件以上	50件以上	10件以上	1件以上	0件	計
56年中取扱件数	4,169件	1,048件	152件	255件	79件	0件	5,703件
センター数	2	4	2	10	20	18	56

区 分	1,000件以上	100件以上	50件以上	10件以上	1件以上	0件	計
56年中取扱件数	4,169	1,048	152	255	79	0	5,703
センター数	2	4	2	10	20	18	56

第2号議案 昭和56年度一般会計決算報告について

会則第75条第1項の規定により承認を求めます。

収 入 昭和56年度一般会計収支決算

款 項 目	節	当初予算額	補正予算額	予算現額	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	予算現額に対する増減	説 明
1. 会 費		66,996,000	△1,167,000	65,829,000	71,277,100	66,876,255	280,700	4,120,145	1,047,255	
(1)現年度分	現年度会費	64,569,000	△1,185,000	63,384,000	67,396,000	64,333,200	36,000	3,026,800	949,200	収 納 率 95.5% 64,333,200円
(2)滞納繰越分	滞納繰越会費	2,427,000	18,000	2,445,000	3,881,100	2,543,055	244,700	1,093,345	98,055	収 納 率 69.9% 2,543,055円
2. 入 会 金		4,800,000	△2,100,000	2,700,000	3,060,000	3,060,000	0	0	360,000	
(1)入 会 金	入 会 金	4,800,000	△2,100,000	2,700,000	3,060,000	3,060,000	0	0	360,000	102名×30,000円 3,060,000円
3. 手 数 料		1,600,000	△ 480,000	1,120,000	1,330,000	1,330,000	0	0	210,000	
(1)登録手数料	登録手数料	1,600,000	△ 480,000	1,120,000	1,330,000	1,330,000	0	0	210,000	133名×10,000円 1,330,000円
4. 補 助 金		2,900,000	0	2,900,000	2,900,000	2,900,000	0	0	0	
(1)道補助金	道 補 助 金	2,900,000	0	2,900,000	2,900,000	2,900,000	0	0	0	道研修事業補助金 2,900,000円
5. 繰 越 金		8,871,000	0	8,871,000	8,871,354	8,871,354	0	0	354	
(1)前年度繰越金	前年度繰越金	8,871,000	0	8,871,000	8,871,354	8,871,354	0	0	354	前年度繰越金 8,871,354円
6. 雑 収 入		700,000	3,264,000	3,964,000	4,122,403	4,122,403	0	0	158,403	
(1)雑 収 入	雑 収 入	700,000	3,264,000	3,964,000	4,122,403	4,122,403	0	0	158,403	日行連交付金 350,000円 日行連総会出席助成 222,000円 総 会 祝 儀 40,000円 預 金 利 子 119,636円 図書複製手数料 106,441円 共済年金手数料 12,000円 あてな印刷費用 16,000円 支払命令手続費用 4,245円 通 話 料 10,001円 コピー使用収入 24,450円 業務案内チラシ頒布収入 33,000円 政治連盟事務所賃貸料 23,700円 不用品売払収入 3,000円 物品売払収入 15,100円 発送費負担分 119,650円 会 報 広 告 料 40,000円 小原ビル敷金戻り 2,980,000円 そ の 他 4,180円
合 計		85,867,000	△ 483,000	85,384,000	91,560,857	87,180,012	280,700	4,120,145	1,776,012	

支 出

款 項 目	節	当初予算額	補正予算額	流 充 用 額	予算現額	支出済額	予算現額に対する増減	説 明
1. 総務管理費		64,345,000	4,707,000		69,052,000	67,516,876	△1,535,124	
(1)会 議 費	会 議 費	8,417,000	1,895,000	0	10,312,000	9,534,855	△ 777,145	総 理 会 726,985円 事 務 会 1,747,095円 役員・綱紀委員合同 783,810円 常 任 理 事 会 1,212,075円 支 部 長 会 2,708,125円 総 務 部 会 162,600円 総務・経理合同部会 362,730円 正・副会長会 160,760円 日行連地方協議会 312,150円 会則研究委員会 608,255円 諸 会 議 301,800円 官公諸団体連絡会議費 380,070円 総会議事録作成費 40,000円 カセットテープ代 28,410円
(2)支 部 交 付 金	支 部 交 付 金	19,249,000	△ 146,000	0	19,103,000	19,102,980	△ 20	支部運営一般交付金 17,520,000円 総会出席者特別交付金 1,582,980円
(3)負 担 金	連 合 会 負 担 金	8,964,000	△ 227,000	0	8,737,000	8,736,900	△ 100	会 費 (4月～6月) 400円×1,420名×3ヵ月分 = 1,704,000円 (7月～9月) 550円×1,420名×3ヵ月分 = 2,343,000円 (10月～3月) 550円×1,403名×6ヵ月分 = 4,629,900円 行政改革対策特別費 60,000円

支出

款項目	(A) 総務費	(B) 需用費	当り予算額	修正予算額	流用額	予算現額	支出総額	予算額に 対する増減	明
郵	17,368,000	2,395,000	19,763,000	19,763,000	0	19,763,000	19,129,849	△ 605,615	
印	840,000	15,000	855,000	855,000	0	855,000	855,000	0	
備品費	100,000	161,000	261,000	261,000	0	261,000	261,000	0	
諸支出金	3,400,000	2,346,000	5,746,000	5,746,000	0	5,746,000	5,114,681	△ 571,423	
手慰見舞金	250,000	0	250,000	250,000	0	250,000	240,000	△ 10,000	
福利厚生費	1,020,000	0	1,020,000	1,020,000	0	1,020,000	918,434	△ 24,192	
給料手当	12,213,000	0	12,213,000	12,213,000	0	12,213,000	12,290,374	77,374	
監査費	485,000	49,000	534,000	534,000	0	534,000	566,360	32,360	
福利厚生費	1,020,000	0	1,020,000	1,020,000	0	1,020,000	942,626	△ 77,374	
需用費	7,862,000	885,000	8,747,000	8,747,000	0	8,747,000	8,774,536	27,536	
通信運搬費	2,530,000	420,000	2,950,000	2,950,000	0	2,950,000	2,888,260	△ 48,834	

款 項 目	節	当初予算額	補正予算額	流 充 用 額	予算現額	支出済額	予算現額に 対する増減	説 明
		円	円	円	円	円	円	
	光熱水費	255,000	100,000	○需用費 通信運搬費から 48,834	403,834	403,834	0	電気料 水道料 ガス料 灯油料 暖房料 127,260円 18,574円 16,500円 9,800円 231,700円
	借上料	1,728,000	276,000	○総務費 諸支出金から 27,536 ○需用費 備品費から 2,700 消耗品費から 103,765 通信運搬費から 12,906 雑費から 23,493	2,174,400	2,174,400	0	小原ビル タキモトビル 1,152,000円 1,022,400円
	雑費	519,000	△ 27,000	○需用費 借上料へ △ 23,493	468,507	468,507	0	会費払込料 会館建設資金払込料 共同管理費 代 茶 新聞 ハイヤー、バス代 歴代会長写真掲示費 書籍類 事務機修理代 その他 191,080円 24,185円 60,720円 30,523円 30,300円 10,920円 19,000円 8,550円 23,020円 70,209円
(6)旅 費	旅 費	2,035,000	△ 148,000	0	1,887,000	1,789,681	△ 97,319	日行連総会 全国会長会議 支部行事 決 裁 旅 費 役員行動旅費 全国担当者会議 914,980円 70,000円 145,940円 270,201円 353,560円 35,000円
(7)渉 外 費	渉 外 費	450,000	53,000	0	503,000	448,075	△ 54,925	支 部 行 事 各土業団体関係 餞 別 香典 客 接 待 会長交際費 日行連総会懇親会負担金 その他 50,000円 40,000円 60,000円 80,000円 48,575円 99,000円 50,000円 20,500円
2. 企 画 費		4,283,000	△ 195,000	0	4,088,000	4,005,290	△ 82,710	
(1)企 画 計 画 費		892,000	△ 189,000	0	703,000	637,535	△ 65,465	
	活 動 費	584,000	△ 39,000	0	545,000	498,125	△ 46,875	部 会 報酬額運用要領検討 全国担当者会議 部 活 動 費 十勝支部業務量実態調査助成 233,955円 85,640円 47,800円 30,730円 100,000円
	図 書 費	158,000	0	0	158,000	139,410	△ 18,590	官 報 各 種 追 録 そ の 他 30,240円 106,220円 2,950円
	印 刷 費	150,000	△ 150,000	0	0	0	0	
(2)会 報 発 行 費		2,721,000	△ 68,000	0	2,653,000	2,636,150	△ 16,850	
	編 集 費	480,000	△ 98,000	0	382,000	370,240	△ 11,760	編 集 活 動 費 全国担当者会議 資料提供謝礼 280,940円 41,000円 48,300円
	印 刷 費	1,216,000	30,000	○会報発行費 通信費へ △ 92,410	1,153,590	1,152,000	△ 1,590	会 報 総 会 特 集 号 速 報 520,800円 603,200円 28,000円
	通 信 費	990,000	2,000	○会報発行費 印刷費から 92,410	1,084,410	1,084,410	0	会 報 送 料 1,084,410円
	賃 金	35,000	△ 2,000	0	33,000	29,500	△ 3,500	臨 時 職 員 賃 金 29,500円
(3)啓 発 指 導 費	活 動 費	670,000	62,000	0	732,000	731,605	△ 395	行政無料相談助成 新聞・雑誌広告 業務案内チラシ印刷 その他 304,640円 350,000円 76,000円 965円
3. 業 務 研 修 費		4,947,000	0	535	4,947,535	4,947,535	0	
(1)研 究 研 修 会 費		3,270,000	0	△ 346,550	2,923,450	2,923,450	0	

款 項 目	節	当初予算額	補正予算額	流 充 用 額	予算現額	支出済額	予算現額に 対する増減	説 明
8. 積 立 金		円 6,716,000	円 △4,786,000	円 0	円 1,930,000	円 1,930,000	円 0	
(1)積 立 金	積 立 金	6,716,000	△4,786,000	0	1,930,000	1,930,000	0	財政調整積立金 1,500,000円 退職積立金 430,000円
9. 予 備 費		1,445,000	△ 445,000	△ 189,302	810,698	0	△ 810,698	
(1)予 備 費	予 備 費	1,445,000	△ 445,000	○業務研修費 研究研修会費 活動費へ △ 535 ○特別委員会費 車庫対策委員会費 活動費へ△ 188,767	810,698	0	△ 810,698	
合 計		85,867,000	△ 483,000	0	85,384,000	82,445,053	△2,938,947	

収入支出差引残額 4,714,959円

翌年度へ繰越 4,714,959円

第3号議案 昭和56年度特別会計収支決算報告について

会規第75条第1項の規定により承認を求めます。

昭和56年度特別会計収支決算

収 入

科 目	当初予算額	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	予算現額に対する増減	説 明
1. 物品頒布収入	4,002,000 ^円	4,002,000 ^円	3,790,325 ^円	3,750,555 ^円	39,770 ^円	△ 251,445 ^円	物品頒布収入 過年度収入 3,735,055円 15,500円
2. 一般会計繰入金	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	0	0	一般会計繰入金 1,800,000円
3. 前年度繰越金	206,000	206,000	206,917	206,917	0	917	前年度繰越金 206,917円
4. 雑 収 入	110,000	110,000	60,255	60,255	0	△ 49,745	送 料 53,540円 預金利息 5,785円 過年度収入 930円
合 計	6,118,000	6,118,000	5,857,497	5,817,727	39,770	△ 300,273	

支 出

科 目	当初予算額	流 充 用 額	予算現額	支出済額	予算現額に対する増減	説 明
1. 仕 入 費	868,000 ^円	印刷工料から 50,300 ^円	918,300 ^円	918,300 ^円	0	經理の基礎的知識他13品目購入費 918,300円
2. 印 刷 工 料	2,222,000	仕入費へ △ 50,300	2,171,700	2,087,400	△ 84,300	領収証(高級)他13品目印刷製造費 2,087,400円
3. 人 件 費	2,503,000	雑費へ △ 5,000	2,498,000	2,464,056	△ 33,944	給 料 1,620,000円 燃料手当 69,800円 期末手当 540,000円 法定福利厚生費 通勤手当 60,830円 173,426円
4. 発 送 費	110,000	0	110,000	59,580	△ 50,420	発 送 費 49,450円 発送資材他 10,130円
5. 雑 費	15,000	人件費から 5,000 予備費から 865	20,865	18,195	△ 2,670	バッチ型代 15,000円 帳簿用紙他 3,195円
6. 予 備 費	400,000	雑費へ △ 865	399,135	0	△ 399,135	
合 計	6,118,000	0	6,118,000	5,547,531	△ 570,469	

収入支出差引残額 270,196円
翌年度へ繰越 270,196円

財 産 目 録

昭和56年度末現在

(資 産 の 部)		
1. 現 金	円	
手許保有高	A 85,183	
2. 預 金		
(1) 積立金以外の分		
銀行普通預金	5,751,226	
農協普通貯金	182,875	
銀行当座預金	132,146	
郵便振替貯金	1,947,625	
計	B 8,013,872	
(2) 積立金分		
郵便定額貯金	2,834,000	
銀行定期預金	11,239,407	
銀行普通預金	930,000	
計	15,003,407	
(3) 預金計	23,017,279	
3. 未 収 金		
(1) 56年度分会費分	3,026,800	
(2) 55年度以前分 "	1,093,345	
小 計	4,120,145	
(3) 幹旋物資代金 (全部56年度分)	39,770	
計	4,159,915	
4. 敷 金	1,420,000	
5. 幹旋物資棚卸品	1,420,301	
6. 什 器 備 品	1,449,892	
7. 電 話 加 入 権	44,191	
資 産 計	31,596,761	
(負 債 の 部)		
1. 未 払 金	0 円	
2. 預 り 金		
社会保険掛金	81,895	
雇用保険掛金	41,077	
源泉所得税	125,808	
住 民 税	261,600	
会館建設資金借入金	1,107,000	
57年度分会費	1,372,500	
入会金 (57年度当初)	120,000	
入会金分	120,000	
幹旋物資代金預り金	4,020	
計	3,113,900	
3. そ の 他 負 債	0	
負 債 計	3,113,900	

昭和56年度 監査報告書

昭和57年5月29日

監事 細木貞次
監事 中野幸一
監事 橋本幸松

本会会則第75条第2項の規定により、昭和56年度の監査結果を以下のとおり報告します。

はじめに

昭和56年度の本会の基本方針は、次のとおりです。

- ◇ 行政書士の地位の向上
- ◇ 会員の和と団結
- ◇ 健全財政の保持

この基本方針は、第22回（昭和56年度）定時総会において、事業計画案とともに原案のとおり議決され、従って、56年度においては事業も、予算も、すべて基本方針にそって執行することが義務付けられたということになります。

具体的には、「総会議決の遵守」、「予算に定める範囲内での執行」であり、理事機関はもちろん、支部長会をも含めて本会のすべての機関が遵守義務を負うことはいまさら言うまでもありません。

本会の監査は、会則および会則施行規程の定めるところに従って、年度中に3回の定例監査を執行しております。

監査にあたっては、関係法令、会則並びに諸規程、総会並びに機関の決定等に違反していないか、を第一として執行していることは、いままでにもしばしば申しあげている

ところですが。

監事は、それぞれが単独の機関であります。常に協議や打ちあわせを重ねて、独善的、主観的にならないよう、厳正、公平に職務を執行することを心がけております。

さて、55年度では、前会長が任期の途中で辞任するという不測の事態もありましたが、昨年の定時総会において、新たに選任された理事機関および各機関の執行状況は、おおむね適切妥当であったと認めます。

しかし、前年度の監査報告の際、勧告あるいは指摘事項のなかで、若干の部分が年度内になお改善を見られなかったことは、まことに遺憾であり、各機関においては前年度監査報告書をあらためて検討されるよう要望します。

以下に若干の所見を申しあげます。ただし、昨年度の所見と重複する部分については、これを省略します。

1. 予算執行および出納関係

本年5月6日、会則第75条第1項に基づき、昭和56年度一般会計並びに特別会計収支決算について、監査を執行しました。

提出された収入および支出に関する決算書、財産目録、関係諸帳簿および証拠書類の全部にわたって詳細かつ厳正にこれを監査したところ、おおむね適正に執行されているものと認めました。

56年度の財政事情を前年度と比較するとき、収入の部では入会金および登録手数料の減少があり、支出の部では国鉄運賃の値上げに伴う会議費等の増加があげられます。

これらの財政圧迫要因については、55年度の監査報告でもふれたところで、その際「ある程度の長期見とおしに立った財政計画の確立」の必要性を意見として申しあげましたが、年度内では検討、研究の着手がなかったことは遺憾に思います。

(1) 会費の収納状況について

言うまでもなく会費は本会収入財源の根幹をなすものであり、かつその収納状況の消長は本会の運営に重大な影響を及ぼすことは当然であります。

56年度の現年度会費収納率は、平均95.5%で、ほぼ前年の水準を維持しました。

これを支部別に見ると、ここ数年ほぼ上位を占めている空知支部が、前年に引き

つづいて第1位を堅持しており、一方では、最下位グループで低迷している支部もあります。

しかし、留萌支部のように前年度第10位（95.6%）から第2位（97.2%）、あるいは宗谷支部は前年度第12位（94.7%）から第7位（95.6%）と飛躍した支部もあります。

毎年の定時総会提出の決算書には、参考資料として支部別の会費収納状況調があります。

総会構成員をはじめ、すべての会員各位が特段の関心をよせられることを望みます。

(2) 財政調整積立金について

財政調整積立金は、職員退職手当積立金とともに、本会会則施行規程第50条に規定されるところですが、その趣旨は、①現行会費単価据置の長期化、②臨時多額の出費または不測の歳入欠陥に備える、③一時借入金の削減ないし廃止に役立てる等にあるものと思われませんが、予算案の作成にあたって当該年度の積立額（予算額）の積算根拠あるいは基準が明確ではないので、制度化または一貫性のある合理的な基準を機関決定されることを要望します。

その際、財政調整積立金は会費単価と直接的な関連性があるので、これを無制限に累積してもよいということとはできないので、不合理を生じない程度の妥当な上限を決定されるべきかと思います。

(3) 一時借入金について

毎年度定時総会に提案の「一時借入金」に関する議案は、既に相当額の財政調整積立金が保有されている現在では、具体的な必要性が認められないので、57年度定時総会には提案の必要性はないものと思われるので検討を望みます。

(4) 財産目録について

本会会則第75条第1項、同施行規程第78条は財産目録の作成報告義務を課していますが、従来の財産目録は積立金、敷金より記載されておらず、その機能を果たしていないと思われま

財産目録は、一定時点における財政状態を表示し、本会が所有するすべての資産（現金、預金、未収入金、たな卸し資産、固定資産、敷金等）と、本会が負うすべての負債（借入金、預り金、未払金債務等）を記載するよう改善研究されることを勧告します。

いずれにしても、予算の執行、財政運営にあたっては、基本的な財政政策、財政方針を確立し、無原則的にならないよう慎重かつ十分な配慮を要望します。

2. 会務執行関係

(1) 各機関の権能、職務内容について

本会各機関の権能、議決事項、職務内容等については、本会会則あるいは会則施行規程にそれぞれ規定されているところでありますが、一部に誤解ないしは適用を誤っているのではないかと、と思われる部分があります。

各機関は、関係の法令、会則並びに関係の諸規程はもちろん、先例等の理解と習熟に努め、執行に誤りのないよう要望します。

(2) 会議結果の確認について

会議の記録については、行政書士法施行規則（昭和26年総理府令第5号）第15条を根拠法令として、会則、同施行規程にそれぞれ定められているところですが、議事録を精査するときその議決事項に疑問のあるものがあり、録音テープを再生してもなお議決の内容が判然としない事例が、極めて少数例ですが挙げられます。

会議（機関）の主宰者、執行者はもちろん、構成員は議決の内容を確認すること、議事録署名者は記録の内容を確認して署名押印をすること、を特に要望します。

(3) 各種研究会、研修会について

ア、新入会員研修会

対象者のうち、出席、欠席の回答をしない会員が約82%もいるということは、極めて遺憾なことと思います。

対象者名簿をあらかじめ支部に送り、新入会員の指導について支部機関の協力

を求め、適宜の方策を講じられることを望みます。
また、使用テキストは、担当講師の労作ですから、その後の有効利用について研究されるよう要望します。

イ、本会主催の研修、研究会

伝達研修会、専門業務研究会とも、目的に適合した受講者の確保について、推薦機関の理解と協力を求める努力がいささか欠けているように思われるので、今後の研究改善を望みます。

また、伝達研修については、支部段階での伝達研修の実施状況を確認されるよう要望します。

以上は、監査の結果の一部分について、あらましを申しあげました。

もとより限られた時間的制約の中で、複雑多岐にわたる本会業務について膨大な簿冊、記録文書の全部をもれなく精査することは、本職らの監査能力の限界を超えるものがありますが、会員の「閲覧請求権の行使」に代わって職務を執行していることをこの際特に申しあげて、昭和56年度の監査報告とします。

第4号議案 昭和57年度事業計画について

昭和57年度事業計画(案)

基本方針

- ⊗ 行政書士の地位の向上
- ⊗ 会員の和と団結
- ⊗ 健全財政の保持

総務部

1. 品位の保持

品位保持に関し、行政書士法令及び会則等を重点として趣旨の徹底を図る。

2. 対話集会

本会と会員との対話集会を2カ所程度開催し、相互の理解を深める。

3. 官公署及び他士業との関係協調

官公署及び他士業との関係協調を深めるための会議等を開催する。

経理部

健全財政の確保

(1) 日行連会費、国鉄運賃の増額及び諸物価の高騰等に対処して、予算編成及び予算運用の適正化につとめ健全財政の維持につとめる。

(2) 会費滞納額の回収に努力する。支部の協力を得て滞納会費の回収につとめ、協力支部に対しては協力費を交付する。なお、

悪質滞納者に対しては支払命令等の措置を講ずる。

企 画 部

1. 法令の研究、業務の改善等の企画立案

- (1) 法令等の制定改廃の周知を図る。

2. 会 報 の 発 行

- (1) 隔月に発行する。
(2) 速報を要するものは随時発行する。

3. 業務の啓発普及

- (1) 新聞又はラジオ等による啓発宣伝を行う。
(2) 啓発普及資料としてチラシその他を作成する。

4. 行政事務手続無料相談

行政書士の業務内容を地域住民に対して啓発普及するため、随時のもの4支部各1回、通年のもの1支部を支部事業として実施するよう推進し、次により助成金を交付する。

助 成 要 領

随時実施のもの	1支部1回	5万円以内
通年実施のもの	1支部	12万円以内

業 務 研 修 部

1. 専門部会の充実強化

次の5専門部会とし、担当理事及び委員は協力して業務の改善進歩につとめる。

運輸交通部会 —— 運輸事業、自賠責、車両登録、車両証明など

建設農地部会 —— 建設業、農地法、河川法、宅造法など

風俗衛生部会 —— 風俗許可、食品衛生許可、旅館業法など

民 事 部 会 —— 相続、帰化、会社設立、告訴（警察署）など

労務経理部会 —— 社会保険、雇用保険、労災保険、記帳代行、決算諸表、借入金申込みなど

2. 業 務 資 料

業務資料を作成し、会報に掲載するほか、必要な業務資料を別に作成配付する。

3. 支 部 業 務 研 修 会

支部研修会は、各支部4回以上を目途とし、予算の範囲内で次のとおり助成金を交付し推進を図る。

助 成 要 領

講 師 謝 礼	部 外 者	10,000 円以内	(弁護士等は、倍額とすることができる。)
	部 内 者	8,000 円以内	
会 場 費		6,000 円	
受 講 者 助 成	1 人につき	600 円	

4. 新 入 会 員 研 修 会

札幌市において1泊2日の新入会員研修会を開催する。

5. 特 別 研 修、研 究 会 等

支部業務指導者の研究会又は業務上必要な特別研修会等を開催する。

監 察 部

職域の確保と非行政書士行為の排除

(1) 全道監察担当者会議を開催し、監察活動について協議を行う。

7月に支部監察担当者とともに監察業務推進対策を協議するための会議を開催する。

(2) 関係官公署並びに諸団体への啓発活動及び必要な折衝を行う。

道、支庁、市町村、農業委員会、商工会等、行政書士の業務に対する理解を深めるとともに、非行政書士行為の防止についての協力を要請する。

(3) 違反事実の実態把握につとめ必要な措置を講ずる。

違反事実は、必携の様式に準じて通報してもらい、違反事実の明白な場合は本会で注意、勧告、警告等の措置をとる。その経過は通報者及び関係支部へ通知して緊密な連携を保持するよう事務処理を取り運ぶ。

車庫証明対策特別委員会

重点対策活動方針

法秩序尊重の精神をバックボーンとした対策方針を基本として堅持しつつ、多角的手段による活動の展開により社会与論の増勢を図るとともに、中央の重点対策と一体化の効果的活動を推進する。

1. 調査委託団体の指定活動

道警、道安協等に対する強力な折衝活動を推進して、委託団体としての指名獲得を図る。

2. 道議会への働きかけ

車庫証明現地調査の膨大な委託費の支出、ディーラーにおける違法性の取扱い、取扱料金の格差等の実態を議会を通じ道民による社会与論の喚起につとめる。

3. 告発活動その他の活動

(1) 非協力ディーラーを指定し、全組織を挙げて資料の収集整備につとめ、告発活動の集中的展開を図る。

(2) 消費者団体及び労働組合等に対して、違法性又は経済性を訴える。

第5号議案 昭和57年度一般会計収支予算について

会則第72条の規定により議決を求めます。

昭和57年度一般会計収支予算

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本年度	前年度	増△減			
1. 会 費	66,370	66,996	△ 626			
(1) 現年度分	63,528	64,569	△ 1,041	現年度会費	63,528	@ 48,000円×1,408名×94% 63,528,960円
(2) 滞納繰越分	2,842	2,427	415	滞納繰越会費	2,842	4,120,145円×69% 2,842,900円
2. 入 会 金	3,000	4,800	△ 1,800			
(1) 入 会 金	3,000	4,800	△ 1,800	入 会 金	3,000	入会金30,000円×100名 3,000,000円
3. 手 数 料	1,200	1,600	△ 400			
(1) 登録手数料	1,200	1,600	△ 400	登録手数料	1,200	登録手数料10,000円×120名 1,200,000円
4. 補 助 金	2,900	2,900	0			
(1) 道補助金	2,900	2,900	0	道補助金	2,900	道研修事業補助金 2,900,000円
5. 繰 入 金	5,244	—	5,244			
(1) 基金繰入金	5,244	—	5,244	基金繰入金	5,244	財政調整積立金繰入 5,244,000円
6. 繰 越 金	4,714	8,871	△ 4,157			
(1) 前年度繰越金	4,714	8,871	△ 4,157	前年度繰越金	4,714	前年度繰越金 4,714,959円
7. 雑 収 入	550	700	△ 150			
(1) 雑 収 入	550	700	△ 150	雑 収 入	550	預金利子その他 550,000円
合 計	83,978	85,867	△ 1,889			

支 出

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明																												
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減																															
1. 総務管理費	88,880	64,345	4,336																															
(1) 会議費	11,526	8,417	3,109	会 議 費	11,526	1. 会議開催諸経費（旅費、弁当代、会場費） ・総 事 会 1回 3,088,000円 ・理 事 会 4回 2,666,000円 ・常 任 理 事 会 6回 1,212,000円 ・支 部 長 会 会 4回 2,766,000円 ・総 務 部 会 8回 384,000円 ・経 理 部 会 4回 310,000円 ・正 副 会 長 会 議 3回 220,000円 ・諸 会 議 500,000円 2. 官公署団体連絡会議費 400,000円																												
(2) 支部交付金	17,437	19,249	△ 1,812	支 部 交 付 金	17,437	1. 支部運営一般交付金 17,437,000円 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>札 幌</td> <td>4,826</td> <td>網 走</td> <td>1,591</td> </tr> <tr> <td>函 館</td> <td>1,479</td> <td>室 蘭</td> <td>795</td> </tr> <tr> <td>小 樽</td> <td>971</td> <td>苫 小 牧</td> <td>678</td> </tr> <tr> <td>空 知</td> <td>1,320</td> <td>日 高</td> <td>393</td> </tr> <tr> <td>旭 川</td> <td>1,588</td> <td>十 勝</td> <td>1,477</td> </tr> <tr> <td>留 萌</td> <td>415</td> <td>釧 路</td> <td>1,048</td> </tr> <tr> <td>宗 谷</td> <td>414</td> <td>根 室</td> <td>442</td> </tr> </table>	札 幌	4,826	網 走	1,591	函 館	1,479	室 蘭	795	小 樽	971	苫 小 牧	678	空 知	1,320	日 高	393	旭 川	1,588	十 勝	1,477	留 萌	415	釧 路	1,048	宗 谷	414	根 室	442
札 幌	4,826	網 走	1,591																															
函 館	1,479	室 蘭	795																															
小 樽	971	苫 小 牧	678																															
空 知	1,320	日 高	393																															
旭 川	1,588	十 勝	1,477																															
留 萌	415	釧 路	1,048																															
宗 谷	414	根 室	442																															
(3) 負担金	9,927	8,964	963	連 合 会 会 費	9,927	連合会会費 会員1人月550円1,408人分(4月～6月) “ 600円1,408人分(7月～3月) 9,926,400円																												
(4) 総務費	18,454	17,368	1,086	監 査 費	610	監 査 費 460,000円 立 会 旅 費 150,000円																												
				給 料 手 当	12,927	職 員 給 (4人) 月 650,000円×12 7,800,000円 扶 養 手 当 月 25,400円×12 304,800円 通 勤 手 当 月 30,000円×12 360,000円 時 間 外 勤 務 手 当 月 90,000円×12 1,080,000円 期 末 手 当 基本給675,400円×4ヵ月分 2,701,600円 燃 料 手 当 有扶養世帯主 560,000円 そ の 他 0円 臨 時 職 員 賃 金 1日4,000円延30日分 120,000円																												
				福 利 厚 生 費	1,008	法定福利厚生費 月74,000円×12 888,000円 その他職員レクリエーション費 120,000円																												
				弔 慰 見 舞 金	400	弔慰規程による見舞金 400,000円																												
				諸 支 出 金	3,509	特別会計繰出 1,440,000円 滞納整理対策費 250,000円 対話集会開催経費 735,000円 行政書士祝賀祝賀会 300,000円 地方協議会諸費 200,000円 冷房器具取付工事費 384,000円 そ の 他 200,000円																												
				備 品 費	766	備 品 費 200,000円 冷房器具購入費 566,000円																												
(5) 需用費	8,575	7,862	713	消 耗 品 費	836	一般事務用消耗品 720,000円 新入会員交付用ゴム印 116,000円																												

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
				印 刷 費	1,086	議案印刷費 220,000円 新入会員交付用会員之証 126,000円 事務用諸用紙その他 740,000円
				通 信 運 搬 費	2,652	登録・入会関係 100,000円 支部連絡通信費 100,000円 全 会 員 発 送 費 1,183,000円 会費督促関係 325,000円 電 話 料 720,000円 そ の 他 224,000円
				光 熱 水 費	618	電 気 料 109,000円 水 道 料 25,200円 ガ ス 料 42,000円 暖 房 料 363,000円 冷 房 用 電 気 料 78,000円
				借 上 料	2,045	事務局借上料 月170,400円×12 2,044,800円
				雑 費	572	会費払込料 336,000円 清 掃 料 96,000円 茶 代 36,000円 ハイヤー、バス代 24,000円 新 開 代 31,200円 そ の 他 48,000円
				(6)旅 費	2,111	2,035
(7)渉 外 費	650	450	200	交 際 費	650	会 長 交 際 費 支部総会祝儀 140,000円 他 会 諸 行 事 50,000円 来 客 接 待 160,000円 銭 別・香 典 200,000円 そ の 他 100,000円
2. 企 画 費	4,300	4,283	17			
(I)企 画 計 画 費	646	892	△ 246	活 動 費	471	部 会 費 3回 321,000円 部 活 動 費 150,000円
				図 書 費	160	参 考 図 書 10,000円 官 報 30,000円 各 種 追 録 月10,000円×12 120,000円
				印 刷 費	15	ミニカレンダー見本印刷 1,450枚 15,000円
(2)会 報 発 行 費	2,814	2,721	93	編 集 費	306	編 集 活 動 費 246,000円 資 料 提 供 謝 礼 3,000円×20人 60,000円
				印 刷 費	1,260	会 報 110,000円 5回(1,600部) 550,000円 特 集 号 665,000円 1回(1,600部) 665,000円 臨 時 速 報 15,000円 3回(1,600部) 45,000円
				通 信 費	1,200	会 報・臨時号 70円×1,500通×8回 840,000円 特 集 号 240円×1,500通×1回 360,000円
				賃 金	48	1日4,000円 延12人分 48,000円
(3)啓 発 指 導 費	840	670	170	活 動 費	840	行政無料相談助成 50,000円×4支部 200,000円 " 通年実施 1支部 120,000円 啓 発 指 導 諸 費 250,000円 新 聞 広 告 270,000円

款 項 目	予 算 額			節	予 算 額	説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減			
3. 業務研修費	5,100	4,947	153			
(1) 研究研修会費	3,330	3,270	60	活 動 費	3,240	支部研修会助成 2,140,000円 ・講師謝礼 60回 600,000円 ・会場借上 6,000円×60回 360,000円 ・会員助成 600円×30人×60回 1,080,000円 ・講師派遣旅費 100,000円 新入会員研修会 1回 400,000円 特別研修・研究会 2回 700,000円
				印 刷 費	70	各種研修資料印刷費 70,000円
				図 書 費	20	研修用図書購入費 20,000円
(2) 専門部会費	1,770	1,677	93	活 動 費	1,330	部 会 費 3回 700,000円 専門部会費 2回 250,000円 業務指導諸費 380,000円
				印 刷 費	280	各種印刷費 280,000円
				通 信 費	150	資料郵送料 150,000円
				図 書 費	10	図書購入費 10,000円
4. 監察部費	1,448	1,360	88			
(1) 監察部費	1,448	1,360	88	活 動 費	1,448	部 会 費 3回 468,000円 全道監察担当者会議 1回 310,000円 看 板 @7,000×53 371,000円 監察活動対策諸費 299,000円
5. 登録資格審査委員会費	390	440	△ 50			
(1) 登録資格審査委員会費	390	440	△ 50	委 員 会 費	390	委員会開催費 12回 360,000円 保留分決定旅費 30,000円
6. 綱紀委員会費	710	545	165			
(1) 綱紀委員会費	710	545	165	活 動 費	710	委員会開催費 3回 540,000円 調査旅費 150,000円 調査諸費 20,000円
7. 特別委員会費	1,900	1,786	114			
(1) 重庫員対策委員会費	1,900	1,786	114	活 動 費	1,900	委員会開催費 3回 847,000円 対策活動諸費 1,053,000円
8. 積立金	850	6,716	△ 5,866			
(1) 積立金	850	6,716	△ 5,866	積 立 金	850	退職積立金 850,000円
9. 予備費	600	1,445	△ 845			
(1) 予備費	600	1,445	△ 845	予 備 費	600	予 備 費 600,000円
合 計	83,978	85,867	△ 1,889			

昭和57年度支部運営一般交付金

支部名	区分	1. 総会費	2. 役員会議費	3. 事務諸費	4. 監察活動費	5. 積立金	6. その他諸費	計	前年度対比 増減額
札幌		304	554	2,180	160	142	1,496	4,826	△ 39
函館		142	233	319	200	58	527	1,479	7
小樽		125	227	197	140	58	224	971	14
空知		129	265	220	200	58	448	1,320	4
旭川		147	297	313	160	58	613	1,588	△ 12
留萌		46	65	131	75	23	75	415	0
宗谷		57	76	139	60	23	59	414	0
網走		154	277	322	180	58	600	1,591	△ 24
室蘭		110	208	196	60	46	175	795	△ 6
苫小牧		89	143	186	60	46	154	678	16
日高		47	68	130	60	23	65	393	△ 6
十勝		142	241	310	140	58	586	1,477	0
釧路		117	192	244	80	58	357	1,048	△ 18
根室		55	87	152	45	23	80	442	△ 19
計		1,664	2,933	5,039	1,620	732	5,449	17,437	△ 83

注1. この費目別金額は、支部における必要経費を別紙1の算定表により算出したが、所定の費目に不足が生ずることも考慮に入れ、「その他諸費」に予備費的な性格をもたせて積算してある。

注2. この費目別金額は、支部の必要経費を算定するために適宜設定したものであるから、支部が予算を編成する場合において、この費目に拘束されるものではない。

(別紙1)

昭和57年度支部運営一般交付金算定表

支部

経費名	金額	使用する数値	算定の方法							
1. 総会費	(1) 招集通知及び議案送料	円	会員数 (記号A)	会員数50人未満の支部		会員数×130円				
		円		会員数50人以上の支部		会員数×180円				
	(2) 印刷費	円		会員数	30人未満	30人~50人	51人~100人	101人~150人	500人以上	
		円		印刷費	15,000円	35,000円	40,000円	50,000円	100,000円	
	(3) 会議録作成費	円		会員数30人未満の支部		5,000円				
		円		会員数30人以上の支部		10,000円				
	(4) 会場費	円		会員数	50人未満	50人~100人	101人~200人	500人以上		
	円	会場費	5,000円	7,000円	10,000円	12,000円				
(5) 役員旅費	円	役員数(記号E) 旅費単価(記号F)	人	旅費単価×役員数(1,000円未満切り上げ)						
小計	円									
(6) 雑費	円			小計額の10% (1,000円未満4捨5入)						
計	① 千円			4捨5入						
2. 役員会議費	(1) 役員旅費	円	役員数 (記号G)	会員数	40人未満	40人~90人	91人~130人	131人~200人	500人以上	
		円		旅費	G×H×4回	G×H×5回	G×H×6回	G×H×7回	G×H×8回	
	(2) 通信費	円		会員数	40人未満	40人~90人	91人~130人	131人~200人	500人以上	
		円		往復	80円×G×4回	80円×G×5回	80円×G×6回	80円×G×7回	80円×G×8回	
	(3) 会場費	円		会員数	40人未満	40人~90人	91人~130人	131人~200人	500人以上	
		円		会場費	3,000円×4回	5,000円×5回 (若くは4,000円×5回)	5,000円×6回	5,000円×7回	7,000円×8回	
	(4) 雑費	円		会員数	40人未満	40人~90人	91人~130人	131人~200人	500人以上	
	円	雑費	250円×G×4回	250円×G×5回	250円×G×6回	250円×G×7回	250円×G×8回			
計	② 千円			4捨5入						
3. 事務諸費	(1) 通信費	円	会員数 (記号A)	60円×会員数×4回分(4捨5入)						
	(2) 事務局給与・手当	円		会員数	40人未満	40人~100人	101人~150人	500人以上		
		円		給与手当	5千円×12月	7千円×12月	1万円×12月	10万円×12月		
	(3) 事務局借上料	円		会員数	40人未満	40人~100人	101人~150人	500人以上		
		円		借上料	4千円×12月	5千円×12月	6千円×12月	5万円×12月		
(4) 本会との通話料	円	通話料金(記号I)	円	通話料金×(会員数 60人以上40回 40人~59人30回 会員数 40人未満20回)						
(5) 諸費	円	会員数(記号A)	人	500円×会員数						
計	③ 千円			4捨5入						
4. 監察活動費	(1) 運転謝金	円	班数(記号B)	5,000円×班数						
	(2) 旅費	円	延人員(記号C)	5,000円×延人員(保険料を含む。)						
	(3) 有資格者協議会費	円	会員数(記号A)	会員数35人以上 20,000円 会員数35人未満 15,000円						
	計	④ 千円		4捨5入						
5. 積立金		千円	備品償却費(記号J)	円	会員数	20人未満	20人~39人	40人~59人	60人以上	500人以上
		千円		積立金又は借上料	22,880円	34,320円	45,760円	57,200円	141,200円	
6. その他諸費	(1) 広域支部調整金	千円	支部面積指数(記号D)	面積指数4.0以上の支部に対して100万円をあん分した額 旭川200千円 網走208千円 函館130千円 十勝214千円 空知130千円 釧路118千円						
	(2) 基準経費割	千円	①~⑥の計	※の10%						
	(3) 会員割	千円	会員数(記号A)	2,250円×会員数(4捨5入)						
計	⑦ 千円									
合計	千円									

注 この算定表は、別紙2の数値を用いて算定する。

昭和57年度支部運営一般交付金算出基礎数値

区分 支部名	56.12.31 会員数	キャンペーン活動対象施設数					キャンペーン活動態勢		支部面積		役員				通話料金	備品	備品償却費の積算内訳	
		市区町村	警察署	保健所	支庁	計	参加延人員		面積	指数	現員	算定人員、旅費単価		支部本部 10分間の 通話料金	償却費			
							班数	延人員				人員	旅費単価			人員		旅費単価
A					B	C	D	E	F	G	H	I	J					
札幌	512	17	8	9	1	35	3名 7	人 21	km ² - 3,542	2.74	人 17	人 20	円 3,100	円 18	円 3,120	円 40	円 141,200	(1) 札幌支部 キャノン複写機 420,000円× $\frac{1}{5}$ = 84,000円 ドライコピー 158,000円× $\frac{1}{5}$ = 31,600円 機 20,000円× $\frac{1}{10}$ = 2,000円 椅子 8,000円× $\frac{1}{5}$ = 1,600円 ロッカー 30,000円× $\frac{1}{10}$ = 3,000円 灯油ストーブ 75,000円× $\frac{1}{5}$ = 15,000円 その他 4,000円 計 141,200円
旭川	131	24	5	4	1	34	3名 7	人 21	9,870	7.90	12	12	3,340	10	3,410	600	57,200	(2) 札幌支部以外の支部 ドライコピー 158,000円× $\frac{1}{5}$ = 31,600円 機 20,000円× $\frac{1}{10}$ = 2,000円 椅子 8,000円× $\frac{1}{5}$ = 1,600円 ロッカー 30,000円× $\frac{1}{10}$ = 3,000円 灯油ストーブ 75,000円× $\frac{1}{5}$ = 15,000円 その他 4,000円 計 57,200円 支部会員数に応ずる補正 会員数60人以上 1.0 57,200円 " 40人~59人 0.8 45,760円 " 20人~39人 0.6 34,320円 " 20人未満 0.4 22,880円
網走	121	26	7	5	1	39	3名 8	人 24	10,494	8.17	11	12	4,040	10	3,770	北見 1,000	57,200	
函館	128	27	8	7	2	44	3名 9	人 27	6,582	5.13	12	12	3,030	10	3,040	800	57,200	
十勝	116	20	5	5	1	31	3名 6	人 18	10,827	8.43	13	12	3,180	10	3,180	800	57,200	
空知	97	27	11	7	1	46	3名 9	人 27	6,586	5.13	8	12	3,510	10	3,570	岩見沢 100	57,200	
釧路	70	10	3	2	1	16	3名 3	人 9	6,003	4.65	13	12	3,000	10	3,000	1,200	57,200	
小樽	66	20	5	4	1	30	3名 6	人 18	4,312	3.35	12	12	3,720	10	3,700	100	57,200	
室蘭	50	8	2	1	1	12	3名 2	人 6	1,287	1.00	11	12	3,250	10	3,310	500	45,760	
苫小牧	45	7	1	1	-	9	3名 2	人 6	2,345	1.83	7	8	3,140	7	3,170	300	45,760	
根室	19	5	2	2	1	10	2名 2	人 4	3,460	2.70	7	5	4,490	4	4,340	中標津 1,500	22,880	
留萌	18	9	3	2	1	15	3名 3	人 9	4,029	3.13	4	5	3,000	4	3,000	500	22,880	
日高	14	9	3	2	1	15	2名 3	人 6	4,838	3.78	5	5	3,160	4	3,140	新冠 600	22,880	
宗谷	10	10	2	1	1	14	2名 3	人 6	4,077	3.17	7	5	5,080	3	4,940	1,200	22,880	
計	1,397	219	65	52	14	350			78,252									

第6号議案 昭和57年度特別会計収支予算について

会則第72条の規定により議決を求めます。

昭和57年度特別会計収支予算

収 入

科 目	予 算 額			説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	
1. 物品頒布収入	4,021 ^{千円}	4,002 ^{千円}	19 ^{千円}	現年度収入 3,981,650円 過年度収入 39,770円
2. 一般会計繰入金	1,440	1,800	△ 360	一般会計繰入金 1,440,000円
3. 前年度繰越金	270	206	64	前年度繰越金 270,196円
4. 雑収入	60	110	△ 50	郵送料、預金利子その他 60,000円
合 計	5,791	6,118	△ 327	

支 出

科 目	予 算 額			説 明
	本 年 度	前 年 度	増 △ 減	
1. 仕入費	977 ^{千円}	868 ^{千円}	109 ^{千円}	各種物資仕入費 977,000円
2. 印刷工料	1,776	2,222	△ 446	印刷工料 1,776,000円
3. 人件費	2,638	2,503	135	給料 月 143,000円×12 1,716,000円 通勤手当 月 6,200円×12 74,400円 時間外勤務手当 25,000円 期末手当 143,000円×4ヶ月分 572,000円 燃料手当 70,000円 法定福利厚生費 180,000円
4. 発送費	70	110	△ 40	送料及び発送資材費 70,000円
5. 雑費	30	15	15	帳簿、幹旋物価格表、その他事務用品費 30,000円
6. 予備費	300	400	△ 100	予備費 300,000円
合 計	5,791	6,118	△ 327	

第7号議案 理事の補欠選任について

理事2名の選任を求めます。

参考資料 ① 会議の開催状況調

☐ ()は、主要議題を示す。

1. 総 会

昭和56. 5.31 北海道自治会館 (第22回定時総会)

2. 支 部 長 会

昭和56. 4. 19
20 片岡ビル (総会提出議案)

" 56. 5.30 " (総会対策)

" 56. 8.19 北海道自治会館 (議長、副議長互選・56年度事業の実施)

" 56. 9.26 北海道婦人文化会館 (日行連会館建設資金募集)

" 56.11. 8 雪印健保会館 (事務局移転問題・補正予算)

" 57. 2.11 片岡ビル (会則改正問題)

3. 理 事 会

昭和56. 4.21 北農健保会館 (総会提出議案)

" 56. 5.30 片岡ビル (総会運営)

" 56. 6. 8 雪印健保会館 (常任理事互選・各部長及び担当理事の決定)

" 56. 7.26 北海道自治会館 (会則改正問題)

" 56. 9. 5 (書面議決) (会館建設資金問題他)

" 56.11. 8 雪印健保会館 (事務局移転問題・補正予算)

" 57. 2.24 (書面議決) (総務部委員の委嘱)

4. 常 任 理 事 会

昭和56. 4.30 片岡ビル (会則改正問題)

" 56. 5.11 " (総会対策)

" 56. 5.29 " (総会質問事項の検討)

" 56. 7. 6 北海道自治会館 (理事会・支部長会提出議案)

" 56. 8.18 " (56年度事業実施計画)

" 56.10.17 片岡ビル (事務局移転問題)

" 56.10.22 " (")

" 56.11. 8 雪印健保会館 (会則研究委員会の設置)

- 昭和 56. 12. 11 本 会 会 議 室 (会館建設資金募集)
- 〃 57. 2. 11 片 岡 ビ ル (会則改正問題)
- 〃 57. 3. 27 エ ル ム 会 館 (第23回定時総会提出議案・事業報告・事業計画)

5. 正副会長会議

- 昭和 56. 6. 7 本 会 事 務 局 (会長代行順位・副会長の分担)
- 〃 56. 10. 13 さ っ し ん ビ ル (人事問題・事務局移転問題)
- 〃 57. 2. 12 片 岡 ビ ル (会議日程その他)

6. 綱紀委員会議

- 昭和 56. 6. 7 雪 印 健 保 会 館 (委員長互選・委員長代行順位決定)
- 〃 56. 8. 20 片 岡 ビ ル (監察部長他と研究協議)

7. 日行連関係会議

- 昭和 56. 4. ³/₄ 静 岡 県 (日行連会長会)
- 〃 56. 6. ²⁹/₃₀ 東 京 都 (日行連定時総会)
- 〃 56. 8. ⁶/₇ 静 岡 県 (全国監察担当者協議会)
- 〃 56. 9. ⁴/₅ 東 京 都 (全国企画開発担当者協議会)
- 〃 56. 9. ¹⁶/₁₇ 静 岡 県 (全国運輸交通担当者協議会)
- 〃 56. 9. 25 札 幌 市 (日行連役員と北海道地方協議会役員との打合せ会)
- 〃 56. 10. ¹²/₁₃ 静 岡 県 (全国広報担当者協議会)
- 〃 56. 10. ²⁶/₂₇ " (全国総務担当者協議会)
- 〃 57. 1. ²⁸/₂₉ 東 京 都 (日行連会長会)

8. 部会及び委員会

(1) 総務部会

- 昭和 56. 5. 25 片 岡 ビ ル (定時総会開催準備)
- 〃 56. 6. 14 " (56年度事業推進と担当者の決定)
- 〃 56. 7. 11 " (総会、監査、対話集会意見の検討)
- 〃 56. 8. 26 本 会 事 務 局 (会則改正問題、56年度事業の実施)
- 〃 56. 9. 30 片 岡 ビ ル (事業の実施経過、事務局移転問題)
- 〃 57. 2. 6 本 会 会 議 室 (57年度事業計画、資料の作成分担)
- 〃 57. 3. 9 " (総会対策)

- (2) 経理部会
- 昭和 56. 6. 14 片岡ビル (総会、監査意見の検討、役員の分担)
- “ 56. 7. 11 “ (事業実施計画)
- “ 57. 2. 6 本会会議室 (57年度事業計画)
- (3) 企画部会
- 昭和 56. 7. 7 北海道婦人文化会館 (総会、監査、対話集会意見の検討、役員の分担)
- “ 56. 10. 18 片岡ビル (行政事務手続無料相談助成基準の検討その他)
- “ 57. 2. 12 “ (57年度事業計画)
- (4) 業務研修部会
- 昭和 56. 7. 7 北海道婦人文化会館 (総会、監査、対話集会意見の検討、事業実施計画及び
役員の分担)
- “ 56. 10. 18 片岡ビル (日行連運輸交通担当者会議の報告、支部研修会助成金の
検討)
- “ 57. 2. 12 “ (57年度事業計画)
- (5) 監察部会
- 昭和 56. 7. 7 北海道婦人文化会館 (総会、監査、対話集会意見の検討、事業実施計画)
- “ 57. 2. 12 片岡ビル (57年度事業計画)
- (6) 車庫証明対策特別委員会
- 昭和 56. 4. 5 片岡ビル (55年度事業報告・基本方針のみなおし)
- “ 56. 7. 18 “ (56年度事業の実施)
- “ 56. 10. 23 “ (今後の推進対策の協議)
- “ 57. 3. 6 本会事務局 (56年度事業報告、57年度事業計画)
- (7) 会則研究委員会
- 昭和 56. 11. 28 本会会議室 (会則の研究)
- “ 56. 12. 15 “ (“)
- “ 57. 1. 27 “ (“)

参考資料 ② 監査執行、行政書士登録資格審査状況調

1. 監 査

昭和56. 5. ¹¹/₁₂ 本会事務局 (決算監査)
 " 56. 6. 8 雪印健保会館 (監事会議)
 " 56.10. ¹⁶/₁₇ 本会事務局 (中間監査)
 " 57. 3. ²⁶/₂₇ 本会会議室 (決算予備監査)

2. 行政書士登録資格審査委員会

年 月 日	審 査 件 数	適 格 件 数	不 適 格 件 数	再 審 査 件 数
昭和56. 4. 8	8	8	0	0
" 56. 5. 7	10	10	0	0
" 56. 6.11	10	10	0	0
" 56. 7.10	12	12	0	0
" 56. 8.11	7	7	0	0
" 56. 9. 8	8	8	0	0
" 56.10. 7	7	7	0	0
" 56.11.10	20	20	0	0
" 56.12. 9	11	11	0	0
" 57. 1.13	15	15	0	0
" 57. 2.12	16	16	0	0
" 57. 3.11	11	11	0	0
計	135	135	0	0

参考資料 ③ 支部総会の開催状況調

昭和57年3月31日現在

区分 支部名	開催年月日	総会 構成員数	出席者数	特 殊 議 題
札幌	昭和56. 5. 16	521人	(54)人 228	役員改選 代議員選任
函館	" 56. 4. 25	127	(39) 39	役員改選 旅費規程改正
小樽	" 56. 5. 19	64	(22) 36	・役員改選 ・本会役員推薦 ・弔慰規程改正
空知	" 56. 5. 28	96	(35) 79	役員改選
旭川	" 56. 6. 20	136	(54) 117	理事補充選任 代議員選任
留萌	" (臨時) 57. 3. 14	18	(8) 13	
宗谷	" 56. 6. 12	10	(8) 9	
網走	" 56. 6. 21	128	代議員 (21) 29	役員改選 旅費規程改正
室蘭	" 56. 4. 30	51	(24) 38	
苫小牧	" 56. 5. 18	41	(20) 37	役員改選
日高	" 56. 5. 16	15	(11) 15	本会役員推薦 代議員選任 監察員選任
十勝	" 56. 5. 2	117	(30) 83	理事補充選任
釧路	" 56. 6. 20	73	(27) 59	福祉年金共済規程要綱 代議員選出
根室	" 56. 6. 6	20	(9) 9	

注1. 総会構成員数は、代議員制を採用している支部は代議員の定数、その他の支部は会員数による。

2. 出席者数の()内は、出席実人員を示し、()をしない数は委任を含めた数を示す。

参考資料

④ 昭和56年度会員異動数調

昭和57年3月31日現在

支 部 名	前年度末 会 員 数	入会及び転出入				退 会				差 引 会 員 数
		入 会	転 入	転 出	計	廃業等	死 亡	会 則 第69条 退 会	計	
札 幌	521人	40人	1人	1人	40人	42人	4人	4人	50人	511人
函 館	127	11	0	0	11	8	1	1	10	128
小 樽	62	7	1	0	8	2	1	0	3	67
空 知	96	7	0	2	5	2	1	0	3	98
旭 川	136	8	0	0	8	9	5	0	14	130
留 萌	18	3	0	0	3	3	0	0	3	18
宗 谷	10	0	0	0	0	0	0	0	0	10
網 走	128	5	0	0	5	9	2	0	11	122
室 蘭	51	1	0	0	1	0	1	0	1	51
苫小牧	41	7	1	0	8	2	0	0	2	47
日 高	16	0	0	0	0	2	1	0	3	13
十 勝	119	12	0	0	12	6	2	2	10	121
釧 路	74	1	0	0	1	4	1	1	6	69
根 室	20	0	0	0	0	0	0	1	1	19
計	1,419	102	3	3	102	89	19	9	117	1,404

参考資料

⑤ 会員数・代議員数調

昭和57年4月1日現在

支 部 名	会 員 数	代 議 員 数	摘 要
札 幌	514 人	18 人	
函 館	129	5	
小 樽	67	3	
空 知	98	4	
旭 川	130	5	
留 萌	18	1	
宗 谷	10	1	
網 走	122	5	
室 蘭	52	2	
苫小牧	47	2	
日 高	13	1	
十 勝	120	4	
釧 路	69	3	
根 室	19	1	
計	1,408	55	

参考資料

⑥ 年計報告提出状況調

昭和57年3月31日現在

支部名	年計報告の提出 対象会員数	年計報告 提出者数	提出率	摘 要
札幌	463 人	340 人	73.4 %	
函館	118	92	78.0	
小樽	60	53	88.3	
空知	91	75	82.4	
旭川	118	98	83.1	
留萌	15	14	93.3	
宗谷	10	6	60.0	
網走	115	94	81.7	
室蘭	50	39	78.0	
苫小牧	37	33	89.2	
日高	13	10	76.9	
十勝	104	88	84.6	
釧路	68	55	80.9	
根室	19	15	78.9	
計	1,281	1,012	79.0	

参考資料

⑦ 補助者使用会員数調

昭和57年3月31日現在

支部名	補助者数別					計	会員数に 対する補助者 使用数の合 割
	補助者を 1名使用 している 会員数	補助者を 2名使用 している 会員数	補助者を 3名使用 している 会員数	補助者を 4名使用 している 会員数	補助者を 5名以上 使用して いる会員数		
札幌	59 人	17 人	7 人	3 人	7 人	93 人	18.1 %
函館	9	3	1	0	3	16	12.4
小樽	9	7	1	1	0	18	26.8
空知	16	6	0	1	2	25	25.5
旭川	16	4	0	1	0	21	16.1
留萌	3	2	0	0	0	5	27.7
宗谷	2	1	0	1	0	4	40.0
網走	18	3	1	2	3	27	22.1
室蘭	6	3	1	1	1	12	23.1
苫小牧	5	3	1	0	0	9	19.1
日高	1	0	0	0	0	1	7.6
十勝	17	3	6	2	4	32	26.7
釧路	10	1	0	1	0	12	63.2
根室	0	0	0	1	0	1	5.2
計	171	53	18	14	20	276	19.6

参考資料 ⑧ 日行連会館建設資金借入状況調

昭和57年3月31日現在

支部名	割当目標額	申込額	借入額	申込額による達成率	借入額による達成率	備考
札幌	5,230,000 ^円	(50,000) ^円 2,600,000	(50,000) ^円 2,000,000	49.7%	38.2%	
函館	1,270,000	(10,000) 930,000	(10,000) 760,000	73.2	59.8	
小樽	620,000	390,000	330,000	62.9	53.2	
空知	960,000	550,000	480,000	57.3	50.0	
旭川	1,360,000	(20,000) 680,000	(20,000) 510,000	50.0	37.5	
留萌	180,000	70,000	40,000	38.9	22.2	
宗谷	100,000	60,000	60,000	60.0	60.0	
網走	1,280,000	510,000	340,000	39.8	26.6	
室蘭	510,000	390,000	237,000	76.5	46.5	
苫小牧	410,000	(10,000) 250,000	(10,000) 200,000	61.0	48.8	
日高	150,000	100,000	50,000	66.7	33.3	
十勝	1,190,000	(40,000) 1,020,000	(40,000) 890,000	85.7	74.8	
釧路	740,000	340,000	290,000	45.9	39.2	
根室	200,000	70,000	50,000	35.0	25.0	
計	14,200,000	(130,000) 7,960,000	(130,000) 6,237,000	56.1	43.9	

注1. 割当目標額は、昭和56年4月1日現在会員数1人1口により算定されている。

2. ()内は、寄附金を内数で示す。

'82. 7 第131号・昭和57年 8月10日発行

発行人 葛 西 義 雄
編集人 橋 本 雄 一
発行所 北海道行政書士会
印刷所 谷川印刷株式会社
旭川市旭町1条4丁目

札幌市中央区北1条西7丁目(西向)
タキモトビル 5F
電話(011) 221-1221
221-1222